

証券コード9160

株式会社ノバレーゼ

第10期定時株主総会
招集ご通知

日時 2026年3月19日[木] 午前10時

会場 横浜モノリス



NOVARESE



HOMAM 旧マッケンジー邸(国登録有形文化財) [静岡]

株主の皆さまへ

当社は、2000年の創立以来、常に自己改革し、世の中に新しい価値を創造し続けることを目指し、邁進してまいりました。

2023年には東京証券取引所スタンダード市場へ新規上場し、4期目を迎えました。株主・投資家の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまには、日頃からご支援を賜り、心より厚く御礼申しあげます。

昨年、当社は、2026年4月1日を効力発生日とし、株式会社エスクリと経営統合することを決議いたしました。本統合は、プライダル業界を取り巻く環境が大きく変化する状況下において、両社がそれぞれ培ってきた強みやノウハウを結集し、将来にわたり持続的な成長を実現していくための重要な戦略的判断であると考えております。なお、新商号は「株式会社オンザページ」とすることについて両社で合意しております。

また、本統合は、単なる規模の拡大にとどまるものではなく、プライダルを起点としながら、法人利用や周辺事業の拡充など、新たな成長機会を創出していくための礎となるものです。両社の人材と文化を尊重しながら融合を進めることで、これまでにない価値を生み出し、株主の皆さまのご期待に応えられる企業グループへと進化してまいります。

私たちは、短期的な利益の拡大を優先するのではなく、心が震えるほどの深い感動と絆を提供するサービスを通じて社会に貢献し、信頼され続ける企業を目指してまいりました。その根幹にある最大の強みは、現場でお客様に寄り添い、想いを形にしてきたスタッフ一人ひとりの情熱と創造力、そして多彩なサービスを一貫して提供できるトータルプロデュース力です。エスクリ社との融合を通じて新たな価値を生み出しながら、スタッフ・お客様をはじめとするすべてのステークホルダーの幸せを徹底的に追求してまいります。ガバナンス体制の強化やコンプライアンスの遵守が強く求められる現代において、私たちは公明正大であり続け、「陽のあたる道を堂々と歩み続ける」姿勢を貫きます。10年後、20年後も社会に必要とされる存在となるべく、変化を恐れず挑戦を力に変え、企業価値向上に向けた、たゆまぬ努力を重ねてまいります。社会とともに持続的な成長を目指してまいりますので、ステークホルダーの皆さまにおかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ノバレーゼ
代表取締役社長

荻野 洋基



株主の皆さまへ

第10期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 合併契約承認の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	26
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件	37
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	43
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	46
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	48
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	49
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役、非常勤取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	50
第9号議案 会計監査人選任の件	53
事業報告	54
連結計算書類	80
計算書類	83
監査報告	86
株主優待のご案内	

証券コード 9160

2026年3月4日

(電子提供措置開始日 2026年2月26日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目8番14号

株 式 会 社 ノ バ レ ー ゼ

代表取締役社長 荻 野 洋 基

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.novarese.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・株式情報」 「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9160/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ノバレーゼ」または「コード」に当社証券コード「9160」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月18日（水曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いが休止となります。）

なお、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使ウェブサイト自動的に接続し、議決権を行使することが可能です。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。また、インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話番号 0120-173-027 受付時間 9：00 ～ 21：00

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番7号
ヒューリックみなとみらい17F 横浜モノリス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第10期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 合併契約承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

- 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役および社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第9号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」
- ③ 株主総会参考書類の「第1号議案 合併契約承認の件」のうち、「株式会社エスクリの最終事業年度に係る計算書類等の内容」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また、監査役が監査報告を作成するに際して、監査をした対象書類の一部であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 合併契約承認の件

株式会社ノバレーゼ（以下「当社」又は「ノバレーゼ」といいます。）は、2025年11月14日開催の取締役会において、株式会社エスクリ（以下「エスクリ」といい、ノバレーゼと併せて以下「両社」といいます。）との間で、2026年4月1日を効力発生日として両社の経営を両社対等の精神の下で統合すること（以下「本経営統合」といいます。）を決議し、当社を吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案におきまして、本合併契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。本合併を行う目的、本合併契約の内容その他の本議案に関する事項は次のとおりであります。

#### 1. 本合併を行う理由

##### (1) 本経営統合の背景

ノバレーゼは、2000年11月に設立された株式会社ワーカホリック（2002年12月に「株式会社ノバレーゼ」に商号変更。以下「旧ノバレーゼ」といいます。）を前身としております。旧ノバレーゼは、設立以来業績を拡大し、2006年10月に東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場、2010年12月には東京証券取引所市場第一部に市場変更をいたしました。その後、ノバレーゼは2016年8月にNAPホールディングス株式会社の商号で設立され、2016年9月から10月にかけて旧ノバレーゼ株式に対して完全子会社化を目的とした公開買付けを実施し、旧ノバレーゼの株式は2016年11月に東京証券取引所市場第一部における上場を廃止いたしました。

その後、旧ノバレーゼは2017年6月にNAPホールディングス株式会社を存続会社とする合併により消滅し、2017年6月に現在の商号である「株式会社ノバレーゼ」に商号変更いたしました。

そして、ノバレーゼは2023年6月に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。

ノバレーゼは、子会社10社及び持分法適用関連会社2社を有しており、挙式・披露宴の企画立案・運営、婚礼衣裳のレンタル・販売並びに婚礼飲食及び宴会・一般飲食（ランチ・ディナー）の提供を行うブライダル事業及びレストラン特化型事業を主な事業としております。

ブライダル事業セグメントにおいては、主に地方中核都市において、伝統的なヨーロッパ調の建築様式による「ゲストハウス・ウエディング」が多い中、都会的な雰囲気や自然に囲まれた開放的な雰囲気等を演出するシンプルでスタイリッシュなゲストハウスを特徴として打ち出し、出店を行っております。挙式・披露宴に関する様々なアイテムを用意し、オーダーメイド型挙式を通じて「オリジナル感」を演出するとともに、1会場1バンケットを基本として、挙式・披露宴会場を貸し切ることにより、新郎新婦をはじめとして参列される顧客に対して、「プライベート感」を演出する「ゲストハウス・ウエディング」を提供しております。

レストラン特化型事業セグメントにおいては、高級店からカジュアルレストランまで幅広い顧客に飲食を提供しております。料理の質並びにサービスレベルの維持及び向上を通じて、ブライダル事業のレストラン部門における全体レベルの底上げにも貢献しております。

一方で、エスクリは、2003年6月に設立され、2010年3月に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場し、2012年11月に東京証券取引所市場第一部に市場変更し、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行した後に、2023年10月に市場区分の再選択によりプライム市場からスタンダード市場へ移行しております。エスクリは、子会社2社を有しており、ブライダル関連事業及び建築不動産関連事業を行っております。

ブライダル関連事業セグメントにおいては、主に大都市圏において直営施設及び提携施設を通じた挙式・披露宴の企画・運営等のブライダルサービス、ホテルスタイルの施設を通じた宿泊サービス、レストランスタイルの施設を通じたレストランサービス、各種パーティの企画・運営の宴会サービスの提供等を行っております。

建築不動産関連事業セグメントにおいては、飲食店や小売店を中心とした施設の内外装工事の請負及び設計監理業務、戸建住宅やマンションの建築、コンテナ事業、コンサルティングサービス等を行っております。

わが国のブライダル市場は、少子化・婚姻件数の減少、挙式・披露宴に対する価値観の多様化により長期的な縮小傾向が続いています。また、労働力不足に伴い採用市場の競争が激化すると予測されております。このような環境下である一方で、ブライダル市場には一定のシェアを持つプレイヤーが不在であり、今後淘汰されていくことが想定される中で、両社が統合することでシェアを獲得し拡大していくことが可能と考えております。

このような状況下において、上記のような外部環境の変化に伴う婚礼業界の苦境をチャンスと捉え、両社の親会社（注1）である株式会社ティーケーピー（以下「ティーケーピー」といいます。）グループのもと、まずは両社の統合を出発点として、業界再編局面を主導し得る経営基盤を確立することを目的として、本合併契約を締結するに至りました。

（注1）ティーケーピーは、2025年11月14日付で、その所有するエスクリA種種類株式3,000株のうち2,000株について、エスクリA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより、エスクリの普通株式9,969,852株の交付を受けた結果、その所有するエスクリの普通株式の数が合計12,619,852株（総株主の議決権の数に対する割合：53.76%）となり、エスクリの親会社に該当することになりました。詳細につきましては、エスクリが2025年11月14日付で公表した「A種種類株式に係る投資契約書の一部変更、A種種類株主による普通株式を対価とする取得請求権の一部行使、A種種類株式の消却、並びに親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

## （2）本経営統合の目的

本経営統合により、両社統合後のブライダル事業売上は391億円、連結全体で455億円規模に達

し（注2）、国内最大級のブライダルグループが誕生します。また、それぞれが得意とする事業領域のメリットを活かし、「式場ネットワークの拡大」「スケールメリットを活かしたコスト削減」「人材・ノウハウの相互補完、採用強化」「ブライダル事業における内製化の拡大」に取り組むことで盤石な体制を築きつつ、「新規事業の創出」により縮小する市場環境の中で攻めの姿勢を確立します。以上の5点を軸に、経営統合を実施することによるシナジー効果を発揮し、両社の抱える課題解決・更なる企業価値向上を目指し、本経営統合を進めてまいります。

（注2）ノバレーゼの2024年12月期売上高、エスクリの2025年3月期売上高を合算し、四捨五入した数値となります。

#### ① 式場ネットワークの拡大

ノバレーゼは、人口25万人以上の地方都市を中心に店舗をしており、シンプルかつモダンな造形で上質な空間を演出しトレンドに左右されない施設が特徴であると考えております。一方で、エスクリは、政令指定都市を中心に店舗をしており、ビルイン施設、異業種との提携・コラボレーションを特徴としております。

本経営統合にて都市型・地方型双方の顧客層を包括することで、都心から地方まで全国的にバランスの取れたネットワークを構築できます。また、両社ともに異なる様式の会場や、高価格帯からカジュアルウエディングまで幅広く提供をしております。そのため、立地・様式・価格の各側面について、顧客のニーズに自社ネットワークの中でよりきめ細やかに対応することが可能になり、失注リスクの軽減に繋がると考えております。

さらに、エスクリが取り組んでいる平日の会場利用促進事業をノバレーゼの会場にも取り込むことで、平日の稼働率の向上を見込めると考えております。

#### ② スケールメリットを活かしたコスト削減

本経営統合により、衣裳やフラワー等の内製化エリア及びアイテムの拡大、食材及び飲料等の仕入調達力の強化・質の向上、発注数増加によるマーケティング・広告費の削減、システムを統合することによるコスト削減、管理部門の人材が強化されるとともに重複機能を解消することによる管理コスト削減、採用活動の一元化に伴うコスト削減が可能となると考えております。

#### ③ 人材・ノウハウの相互補完、採用強化

本経営統合により、知名度が向上することで採用活動の競争優位性を確保でき、有能な人材登用や新卒採用の向上に繋がると考えております。また、両社の教育・研修等を統合することで知識・経験を共有しサービス向上を図り、社員のスキルアップ及び顧客満足度向上を目指します。また、規模及びエリア拡大による人材採用の強化が可能となると考えております。

#### ④ ブライダル事業における内製化の拡大

ノバレーゼの強みである、ブライダル事業における周辺事業をエスクリの事業にも組み込むことができ、内製化の割合を高めることができると考えております。

また、エスクリ独自の商社ルートを利用することで、安価で質の高いワインをノバレーゼの会場に普及させることができます。さらに、エスクリは独自の建築事業の許認可・運営力を保有し

ております。これをノバレーゼの施設にも適用させることで、コストを抑えつつ施設の新設・改修を実施することが可能となります。

内製化を行う製品・サービスの提供者・利用者が拡大することにより、量・質ともにフィードバックが向上し、新製品・サービスの提供の確度が高まると考えております。

#### ⑤ 新規事業の創出

ノバレーゼは、海外展開の一環としてアジア地域における出店候補地の精力的な開発を行っているところ、本経営統合後、ベトナムでのレストラン運営を足掛かりとして現地でのウエディングに係る業務提携等、引き続き可能性を探ってまいります。アジア以外の地域におきましては、米国ハワイ州において「ウエディングフォト事業」及び「スパ事業」を手掛けている子会社を拠点として、今後様々な分野へ挑戦していきたいと考えております。加えて、エスクリの建築事業で取り組んでいるコンテナバンク事業を援用することで、ハネムーンヴィラ付きのコンテナホテルを各地に建設するという展望もございます。一方で、日本を訪れて結婚式を挙げるインバウンド結婚式の需要も取り込んでまいります。SNSの活用を通し、既存の枠組みに囚われない集客の実現を目指します。

また、建築事業を社内に抱えているという特異点を活かした展開を予定しています。コンテナは耐震性が高く、災害時の利用拠点としても活用されると考えております。

さらに、顧客管理システムの拡充を通じて、結婚式を挙げた顧客に対し、アフターウエディング事業（結婚記念日や七五三といった機会の写真撮影・旅行・プレゼント・飲食提供等）の展開を進め、収益力を高めつつ顧客満足度を高めていくことができると考えております。

本経営統合により、プライダル業界における高いシェアを獲得することになります。親会社となるティーケーピーの下でグループの総合力・資金力を活かしつつ、以上に挙げたような新規事業に広いネットワークで取り組むことで、より高い効果を得られると考えております。

## 2. 本合併契約の内容の概要

当社とエスクリが2025年11月14日付で締結した本合併契約の内容は、【別添】「吸収合併契約書」をご参照ください。

## 3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
(会社法施行規則第191条第1号)

### ①本合併の方法

ノバレーゼを吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式により実施いたします。

②本合併に係る割当ての内容

|            | ノバレーゼ<br>(吸収合併存続会社) | エスクリ<br>(吸収合併消滅会社) |
|------------|---------------------|--------------------|
| 本合併に係る割当比率 | 1                   | 0.558              |

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

エスクリの株式1株に対して、ノバレーゼの株式0.558株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生までに、2025年11月14日時点でエスクリが保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲（本合併の効力発生の直前時）の株式を消却することを予定しているため、エスクリが2025年6月30日時点で保有する自己株式278,065株については、本合併による株式の割当てがなされることは予定しておりません。

(注2) 本合併により交付するノバレーゼの株式数：普通株式13,100,884株（予定）

上記の交付株式数は、今後、エスクリの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間にエスクリの自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。また、ノバレーゼは、本合併により交付する株式数の全てを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併によりノバレーゼの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるエスクリの株主の皆様におかれましては、ノバレーゼに関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売買することはできません。

- ・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、エスクリの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ノバレーゼに対し、自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、ノバレーゼの株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるエスクリの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

### ③本合併に係る割当ての内容の根拠等

#### ア. 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって、公正性・妥当性に配慮し、それぞれ独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。ノバレーゼは第三者算定機関として株式会社日本M&Aセンター（以下「日本M&Aセンター」といいます。）を起用し、エスクリは第三者算定機関として株式会社J-TAPアドバイザー（以下「J-TAPアドバイザー」といいます。）を起用いたしました。

ノバレーゼにおいては、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの法的助言やエスクリに対する財務・税務・法務DDの結果等を受け、第三者算定機関である日本M&Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、エスクリと複数回協議を行い、また、ノバレーゼが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併比率を決定いたしました。

その結果、本合併比率は、下記「イ. 算定に関する事項」の「（イ）算定の概要」に記載のとおり、ノバレーゼの第三者算定機関である日本M&Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法のレンジの下限を下回り、かつ、DCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、ノバレーゼの一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

一方、エスクリにおいては、下記「エ. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、J-TAPアドバイザーから取得したノバレーゼに対する合併比率算定書及び財務税務DDの結果、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの法的助言やノバレーゼに対する法務DDの結果等を受けて、第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジを踏まえ、ノバレーゼと複数回協議を行い、また、エスクリが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併の諸条件について、慎重に検討を行いました。

その結果、本合併比率は、下記「イ. 算定に関する事項」の「（イ）算定の概要」に記載のとおり、エスクリの第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、エスクリの一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように両社は、各社の第三者算定機関による算定結果、特別委員会の答申書の内容、法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社のそれぞれが相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社においてそれぞ

れ、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至りました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

#### イ. 算定に関する事項

##### (ア) 算定機関の名称並びに両社との関係

ノバレーゼの第三者算定機関である日本M&Aセンターは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、ノバレーゼの日本M&Aセンターに対するフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての報酬には、本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬（着手金）のほか、本合併の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達した際に支払われるマイルストーン報酬が含まれているとのことです。日本M&Aセンターとしては、本合併の成否が不透明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方がノバレーゼの金銭的負担の観点からも望ましく、双方にとって合理性があると考えているとのことであり、ノバレーゼとしてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により日本M&Aセンターをノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

また、エスクリの第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、エスクリは、J-TAPアドバイザーに対し、本合併に係る算定業務に関して固定報酬を支払うこととしております。

##### (イ) 算定の概要

日本M&Aセンターは、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているノバレーゼ及びエスクリの普通株式の株式価値算定手法として、複数の株式価値算定手法の中から両社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、両社が継続企業であるとの前提の下、両社の株式価値についてそれぞれ多面的に評価することが適切であるとの考え方にに基づき、以下の手法により算定しています。

具体的には、両社の株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を用いて両社の株式価値算定を行いました。

上記株式価値算定の結果、ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

| 採用手法  | 合併比率の算定レンジ  |
|-------|-------------|
| 市場株価法 | 0.589~0.687 |
| DCF法  | 0.473~0.602 |

市場株価法においては、日本M&Aセンターは、算定基準日を算定書作成日である2025年11月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における株価終値単純平均値（ノバレーゼは、1か月間：338円、3か月間：335円、6か月間：324円、エスクリは、1か月間：199円、3か月間：214円、6か月間：222円）を基に算定しております。

DCF法においては、日本M&Aセンターは、ノバレーゼについて、ノバレーゼが作成した2025年12月期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。その際、6.3%~6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%~0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、過去のトレンド及び今後の付加価値サービスの向上施策に基づく単価の上昇、出店戦略に基づく受注数の増加により、2025年12月期には対前年度比72.8%増、2026年12月期には対前年度比31.1%増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは継続した新規出店に係る投資拡大の影響により2026年12月期には対前年度比31.8%増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

他方で、エスクリについては、エスクリが作成した2026年3月期~2028年3月期までの財務予測にノバレーゼによる合理的な調整を加えた将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、6.3%~6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%~0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、2026年3月期には対前年度比1,152百万円減、2027年3月期には対前年度比553百万円減となるものの、その後、人材教育の強化及びマーケティングの強化により、2028年3月期には対前年度比1,239百万円増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは2027年3月期には対前年度比681百万円減、2028年3月期には対前年度比1,065百万円増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

日本M&Aセンターは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事

実で日本M&Aセンターに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。日本M&Aセンターは両社及びそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。日本M&Aセンターによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による2025年11月14日時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としております。

一方、J-TAPアドバイザーは、両社の株式価値の算定方法として、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

| 採用手法  |       | 合併比率の算定レンジ  |
|-------|-------|-------------|
| ノバレーゼ | エスクリ  |             |
| 市場株価法 | 市場株価法 | 0.558~0.687 |
| DCF法  | DCF法  | 0.524~1.585 |

市場株価法においては、J-TAPアドバイザーは、算定基準日を算定書作成日である2025年11月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における株価終値単純平均値（ノバレーゼは、1か月間：338円、3か月間：335円、6か月間：324円、エスクリは、1か月間：199円、3か月間：214円、6か月間：223円）を基に算定しております。

DCF法による価値算定においては、J-TAPアドバイザーは、エスクリについて、エスクリが作成した2026年3月期第2四半期から2028年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は4.94%~5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%~0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期について、施行件数が減少する見込みである一方、期中での事業譲受により獲得した2施設の売上貢献により、売上高では大幅な減少は生じないものの、当該

新規2施設における店舗運営費用の増加により営業利益及びEBITDAで2025年3月期と比較してそれぞれ▲80.1%、▲37.9%減少する見込みであり、2027年3月期については、コロナによる業績悪化以降、受注及び施行件数に大きく影響する人材獲得や人材育成・教育に課題があったものの、これまで進めていた施設のスクラップ&ビルドや人材育成・教育の成果により施行件数及び単価の増加が見込まれ、2026年3月期に生じた新規2施設における先行した店舗運営費が収束することから2026年3月期と比較して営業利益及びEBITDAでそれぞれ527.3%、66.6%増加する見込みであり、その結果、フリー・キャッシュ・フローも大幅に増加する見込みです。さらに、2027年3月期については、引き続き人材育成による受注率の増加及び付加価値サービス等に伴う施行件数及び単価がさらに増加する見込みであり、一方で固定費や一過性のコスト等の大幅な増加は見込まれないことから、2027年3月期と比較して営業利益で58.7%増加する見込みです。

また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提（ティーケーピーによるエスクリA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権は行使しない前提。）として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、2025年11月14日時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたJ-TAPアドバイザーによる算定にも織り込まれておりません。

(単位：百万円)

|               | 2026年3月期<br>(9か月) | 2027年3月期 | 2028年3月期 |
|---------------|-------------------|----------|----------|
| 売上高           | 19,948            | 27,193   | 29,088   |
| 営業利益          | 616               | 1,004    | 1,593    |
| EBITDA        | 1,397             | 1,901    | 2,455    |
| フリー・キャッシュ・フロー | 1,861             | 979      | 1,236    |

他方、ノバレーゼについては、ノバレーゼが作成した2025年12月期第3四半期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は4.94%～5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%～0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測においては、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、過去から直近における単価トレンドが増加傾向であること及び今後の付加価値サービスの向上施策の貢献による単価の上昇を見込んでおり、加えて出店戦略に基づく受注数の増加により、営業利益が対前年比で2025年12月期は72.8%、2026年12月期は31.1%増加することを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジ

一効果については、2025年11月14日時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたJ-TAPアドバイザーによる算定にも織り込まれておりません。

J-TAPアドバイザーは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でJ-TAPアドバイザーに未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。J-TAPアドバイザーは両社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。J-TAPアドバイザーによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、DCF法に提供された両社の財務予測に関する情報については、それぞれの経営陣による2025年11月14日時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J-TAPアドバイザーの算定は、2025年11月13日における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

#### ウ. 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併に伴い、エスクリの普通株式は、2026年3月30日付で、東京証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。上場廃止後は、エスクリの普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本合併の効力発生日においてエスクリの株主様に割当てられるノバレーゼの普通株式は東京証券取引所に上場しているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当てのみを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。なお、本合併の効力発生日以降も、ノバレーゼの普通株式は、ノバレーゼの現在の上場市場である東京証券取引所スタンダード市場に上場維持することとなります。

なお、本合併により、ノバレーゼの単元未満株式を所有することとなるエスクリの株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第192条第1項の規定に基づき、ノバレーゼに対して単元未満株式の買取りを請求することができます。かかる取扱いの詳細につきましては、上記「3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要」の「②本合併に係る割当ての内容」の（注3）をご参照ください。また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記「3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要」の「②本合併に係る割当ての内容」の（注4）をご参照ください。

なお、エスクリの株主の皆様は、最終売買日である2026年3月27日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するエスクリの普通株式を従来通り取引できるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

#### エ. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本合併は、ティーケーピーが本合併の効力発生時において両社それぞれの親会社（支配株主）であることから、両社にとってティーケーピーと一般株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が存在することに鑑み、これらの問題に対応し、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

##### (ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ノバレーゼは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「ア. 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関である日本M&Aセンターに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、ノバレーゼは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方でエスクリは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「ア. 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて決議しました。

なお、エスクリは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

##### (イ) 独立したリーガル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有しておりません。

一方でエスクリは、森・濱田松本法律事務所を、本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本取引（下記「(カ) エスクリにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」で定義します。）に関して重要な利害関係は有しておりません。

##### (ウ) 独立したフィナンシャル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、日本M&Aセンターを本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、日本M&Aセ

ンターは、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有していません。

一方でエスクリは、株式会社三井住友銀行企業情報部（以下「SMB C企業情報部」といいます。）を本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、株式会社三井住友銀行は、ノバレーゼ及びエスクリに対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、弊害防止措置としてSMB C企業情報部とその他部署との間で行内の規程に定める情報遮断措置が講じられていること、SMB C企業情報部は両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有していないことを踏まえた上で、SMB C企業情報部をフィナンシャル・アドバイザーに選任しております。

(エ) ノバレーゼにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

ノバレーゼは、2025年9月12日開催の取締役会の決議により、本経営統合に関し、ノバレーゼの意思決定に慎重を期し、また、ノバレーゼの取締役会の意思決定過程における意思決定の利益相反のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、ティーケーピー及びエスクリから独立した、ノバレーゼの独立役員（社外取締役である橋本眞史氏及び等健次氏並びに社外監査役である吉川滋氏、平地辰二氏（公認会計士）及び辻角智之氏（弁護士）の5名）によって構成される特別委員会（以下「ノバレーゼ特別委員会」といいます。）を設置しました。

ノバレーゼは、当初から上記5名をノバレーゼ特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、ノバレーゼ特別委員会の委員の互選により、ノバレーゼの社外監査役である吉川滋氏が委員長に就任しております。なお、ノバレーゼ特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる報酬のみであり、本合併を含む本経営統合の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対し、以下4項目について諮問し、これらの点についての答申書をノバレーゼ取締役会に提出することを囑託しました。

- (i) 本合併の目的は合理的か（本合併がノバレーゼの企業価値向上に資するかを含む。）
- (ii) 本合併の条件（本合併の対価を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか
- (iii) 本合併に係る手続の公正性が確保されているか
- (iv) 上記(i)から(iii)までを踏まえ、本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものであると考えられるか

(以下、(i)から(iv)を総称して「本ノバレーゼ諮問事項」といいます。)

また、ノバレーゼは、上記取締役会決議において、本合併に関するノバレーゼ取締役会の意思決定は、ノバレーゼ特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本ノバレーゼ諮問事項に対するノバレーゼ特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、ノバレーゼ特別委員会が本

合併に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、ノバレーゼ取締役会は、本合併を決定しないこととする旨を決議しております。併せて、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対して以下の3つの権限を付与しております。

- (i) 本ノバレーゼ諮問事項の検討にあたって、ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合には、自らのフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する（その場合の合理的な費用はノバレーゼが負担する。）、又は、ノバレーゼが選任するアドバイザーを指名又は承認（事後承認を含む。）する権限
- (ii) ノバレーゼの役職員その他ノバレーゼ特別委員会が必要と認める者に、本ノバレーゼ諮問事項の検討及び判断に必要な情報の収集を求め、これを受領する権限
- (iii) ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合に、ノバレーゼ特別委員会が自らエスクリ及びティーケーピーと交渉を行い、又は、エスクリ及びティーケーピーとの交渉をノバレーゼの役職員やアドバイザーが行う場合でも、ノバレーゼ特別委員会が適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本合併の取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える権限

上記(i)の権限付与を受けて、ノバレーゼ特別委員会は、2025年9月12日に開催された第1回の会合において、ノバレーゼが選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として日本M&Aセンターを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任することを承認しました。また、ノバレーゼ特別委員会は、同会合において、ノバレーゼ特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして、潮見坂綜合法律事務所の後藤高志氏（弁護士）を選任しました。なお、後藤高志氏は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有しておりません。

ノバレーゼ特別委員会は、2025年9月12日から2025年11月13日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本ノバレーゼ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼに資料の提供を求めて検証を行うとともに、ノバレーゼ担当者に対して、本合併の検討経緯、ノバレーゼ及びエスクリを取り巻く事業環境・課題等、ノバレーゼ及びエスクリの直近業績・市場株価に関する認識、ノバレーゼの経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、エスクリとの提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、2025年11月14日時点で本合併を実行する必要性、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、本合併のストラクチャー、本合併の条件、ノバレーゼのスタンドアローンベースの事業計画（本合併により実現することが期待されるシナジー効果を織り込まな

い、本合併なかりせばのノバレーゼ事業計画)の作成経緯及び重要な前提条件等の内容、エスクリに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、エスクリのスタンドアローンベースの事業計画の検証内容、エスクリとの協議・交渉内容、ノバレーゼ内部における本合併の検討体制等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼ特別委員会は、エスクリに対して、本合併の検討経緯、エスクリ及びノバレーゼを取り巻く事業環境・課題等、エスクリ及びノバレーゼの直近業績・市場株価に関する認識、エスクリの経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、ノバレーゼとの提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、エスクリのスタンドアローンベース事業計画の重要な前提条件等の内容等について、書面質問及び質疑応答を行いました。さらに、ノバレーゼ特別委員会は、ティーケーピーに対して、本合併の検討経緯、2025年11月14日時点で本合併を実行する必要性、ノバレーゼ及びエスクリを取り巻く事業環境・課題等、ノバレーゼ及びエスクリの直近業績に関する認識、本合併のティーケーピー及びノバレーゼの少数株主並びにノバレーゼ及びエスクリにおける各メリット・デメリット、代替手段の有無、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併のストラクチャー、エスクリA種種類株式の転換方針、本合併実行後のノバレーゼ株式の保有方針等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼの財務・税務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社から、エスクリに対する財務・税務DDの結果等に関する説明、並びにノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本M&Aセンターから、本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑を行い、その合理性等について検討いたしました。さらに、ノバレーゼのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びノバレーゼ特別委員会のリーガル・アドバイザーである後藤高志氏に対して本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併に関する意思決定過程、意思決定方法その他本合併に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容、本合併の検討過程において公正性を担保するために取られた措置等について質疑応答を行いました。

このように、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼとエスクリの間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、エスクリから本合併比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、ノバレーゼに意見する等して、エスクリとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

なお、ノバレーゼ特別委員会は、本合併比率の評価に際して、エスクリの直近株価には、本合併と同時に公表予定である、(i) エスクリによる通期業績予想値の下方修正及び(ii) ティーケーピーによるエスクリA種種類株式の普通株式への転換の影響が織り込ま

れていないため、一般的な上場会社同士の合併案件では市場株価法による算定結果を重視すべきであるものの、市場株価法の算定結果は参考値に留め、ノバレーゼが慎重に検証したエスクリの事業計画を用いたエスクリの本源的価値を示すDCF法に基づく算定結果を重視すべきである旨の意見を述べております。

ノバレーゼ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本ノバレーゼ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、以下の（i）ないし（iv）について記載された答申書を、2025年11月13日付で、ノバレーゼの取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

- （i）本合併はノバレーゼの企業価値の向上に資するものであり、本合併の目的は合理的である。
  - （ii）本合併の対価を含む本合併の条件の公正性・妥当性が確保されている。
  - （iii）本合併に係る手続の公正性が確保されている。
  - （iv）本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものである。
- （オ）ノバレーゼにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

ノバレーゼは、2025年11月14日開催の取締役会決議において、本経営統合と利害関係を有しない社外取締役2名及び社外監査役3名が出席した上で、横岩利恵氏及び高木寛氏を除く取締役全員の一致により、本経営統合を決議しております。

なお、ノバレーゼの取締役のうち、横岩利恵氏及び高木寛氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また、ノバレーゼ取締役会における本合併契約の締結に関する審議には参加しておりません。

- （カ）エスクリにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

エスクリは、2025年9月17日開催の取締役会の決議により、ティーケーピーが保有するエスクリA種種類株式を普通株式に転換し、エスクリを連結子会社化した上で、エスクリとノバレーゼとの合併を実行すること（以下、本合併を含む一連の取引を総称して「本取引」といいます。）の検討を進めるにあたり、エスクリの支配株主となるティーケーピーとエスクリの一般株主との間で一定の構造的な利益相反関係が存在し、また、一般株主とティーケーピーとの間には情報の非対称性が存在している状況に鑑み、意思決定に慎重を期し、本取引の検討プロセスに関するエスクリ取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の是非や取引条件の妥当性等について検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性、透明性及び客観性を確保するため、森・濱田松本法律事務所の助言を受けて、ティーケーピー及びノバレーゼから独立した、エスクリの独立社外監査等委員取締役である木村喬氏（公認会計士・税理士）及び角野里奈氏（公認会計士）に加え、両社から独立した外部の有識者である新幸総合法律事務所の熊澤誠氏（弁護士）を含む委員3名によって構成される特別委員会（以下「エスクリ特別委員会」といいます。）を設置しま

した。なお、熊澤誠氏は、エスクリの取締役ではありませんが、本取引と同様の種類の取引をはじめとするM&Aに関する豊富な知見を有することを理由として、独立社外監査等委員取締役である委員の知見を補う観点から、社外有識者として特別委員に就任することを依頼しました。

エスクリは、当初から上記3名をエスクリ特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、エスクリ特別委員会の委員の互選により、木村喬氏がエスクリ特別委員会の委員長に就任しております。なお、エスクリ特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬のみであり、本合併の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そしてエスクリは上記取締役会決議に基づき、エスクリ特別委員会に対し、以下の2項目について諮問し、この項目に関する答申書をエスクリ取締役会に提出することを囑託しました。

- (i) 本取引を実施することの是非を検討し、エスクリ取締役会に勧告を行うこと。なお、(i)の検討に際しては、(a)エスクリの企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、(b)エスクリの一般株主の利益を図る観点から、合併条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとする。
- (ii) エスクリ取締役会における本取引についての決定が、エスクリの一般株主にとって公正なものであることについて検討し、エスクリ取締役会に意見を述べること  
(以下、(i)及び(ii)を総称して「本エスクリ諮問事項」といいます。)

また、エスクリは、上記取締役会決議において、本エスクリ諮問事項に対するエスクリ特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、エスクリ特別委員会が取引条件を公正でないと判断した場合には、エスクリ取締役会は、当該取引条件による本取引の承認をしないこととする旨を決議しております。加えて、エスクリ取締役会は、エスクリ特別委員会に対して以下の4つの権限を付与しております。

- (i) 本エスクリ諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーを選任若しくは指名すること（この場合の費用はエスクリが負担する。）、又は、エスクリのフィナンシャル・アドバイザー若しくはリーガル・アドバイザー等を指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること（なお、特別委員会は、エスクリのアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めると判断した場合には、エスクリのアドバイザー等に対して専門的助言を求めるとができる。）
- (ii) 特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めると
- (iii) 必要に応じ、エスクリの役職員その他特別委員会が必要と認める者から本エスクリ諮

問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること

(iv) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項

エスクリ特別委員会は、2025年9月17日に開催された第1回の会合において、エスクリが選任する第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリー及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所並びにフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C企業情報部について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、選任することを承認いたしました。

エスクリ特別委員会は、2025年9月17日から答申書提出日の2025年11月13日までの間に、会合を合計11回開催しました。会合以外にも、委員間や第三者算定機関、リーガル・アドバイザー、フィナンシャル・アドバイザー等との意見交換や両社間での本合併に係る協議や交渉の内容等の情報収集等を行い、本エスクリ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、エスクリ特別委員会は、エスクリのリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、エスクリ特別委員会の役割や委員会での検討事項、運営に関する助言を適宜受けるとともに、森・濱田松本法律事務所が実施したノバレーゼに対する法務DDの結果の説明を受け、また第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーが実施したノバレーゼに対する財務・税務DDの説明を受け、これらの状況も踏まえ諮問事項に対する検討を進めました。また、かかる検討にあたり、エスクリから、エスクリの事業内容・事業環境、主要な経営課題、本合併によりエスクリの事業に対して想定されるメリット・デメリット、合併比率の前提となるエスクリの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行い、ノバレーゼからも、ノバレーゼの事業内容・事業環境、本合併を提案するに至った検討過程、本合併後に想定している施策の内容、本経営統合によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本経営統合後の経営体制の方針、合併比率の前提となるノバレーゼの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、エスクリ特別委員会は、両社の間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、エスクリに意見する等して、ノバレーゼとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

エスクリ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本エスクリ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、

- (i) 本取引は、(a)エスクリの企業価値の向上に資するものといえ、(b)合併比率を含む本取引に係る条件には妥当性が認められ、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると認められる旨
- (ii) エスクリ取締役会における本取引についての決定が、エスクリの一般株主にとって公正なものであると認められる旨が記載された答申書を、2025年11月13日付で、エスクリ取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

なお、当該答申書において、エスクリ特別委員会は、本合併において予定されている合併

比率によると、本合併後において、エスクリの株主の一定数がノバレーゼの単元未満株主となることが想定されるものの、①本合併比率自体、本エスクリの第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーによる合併比率の算定結果に照らして合理性があると評価できること、②会社法の定めに基づき、ノバレーゼに対して単元未満株式の買取り又はその保有する単元未満の株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができ、流動性を確保できること、③剰余金配当等を通じて本合併による企業価値の向上による経済的利益を享受できること、④本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性が認められること等を総合的に考慮すると、上記制約が生じることをもって、本合併比率が不当とはいえないと考えられる旨の意見を示しております。

(キ) エスクリにおける利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

2025年11月14日開催のエスクリ取締役会では、エスクリの取締役のうち河野貴輝氏を除く取締役で審議の上、その全員一致により本取引を実施する旨について承認決議されております。河野貴輝氏はティーケーピー代表取締役社長を務めており、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、同氏は、エスクリ取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、エスクリの立場において本取引に関する協議及び交渉に参加しておりません。

④吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、当社及びエスクリの合意により定めるものといたします。機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

(2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
(会社法施行規則第191条第2号)

エスクリは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 吸収合併消滅会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

エスクリの最終事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面には記載しておりません。

招集ご通知1ページに記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ア. ラオックスホールディングス株式会社との資本業務提携契約締結

エスクリは、2025年5月23日開催の取締役会において、ラオックスホールディングス株式会社との間で資本業務提携契約を締結することを決議し、同日付で同契約を締結しました。

イ. SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約終了

エスクリの主要株主であったSBIファイナンシャルサービスズ株式会社による株式会社広済堂ホールディングスへのエスクリ普通株式の全部の譲渡に伴い、エスクリとSBIファイナンシャルサービスズの親会社であるSBIホールディングス株式会社との間の2020年7月15日付資本業務提携契約書に基づく資本業務提携は終了いたしました。

ウ. 自己株式の消却

エスクリは、2025年11月14日開催の取締役会において、同日付で、ティーケーピーによりエスクリA種種類株式のうち2,000株について、同A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使されることを条件として、エスクリが取得する同A種種類株式2,000株全てを消却することを決定いたしました。

また、エスクリは、2026年2月13日開催の取締役会において、エスクリが基準時の直前の時点において保有する自己株式（本吸収合併の直前に予定されている、ティーケーピーによる同A種種類株式のうち1,000株についての金銭対価取得請求権の行使により、エスクリが取得する同A種種類株式1,000株を含みます。）の全てを、本吸収合併がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却することを決定いたしました。

- (4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

【別添】

吸収合併契約書

株式会社ノバレーゼ（以下「甲」という。）及び株式会社エスクリ（以下「乙」という。）は、甲及び乙の吸収合併に関し、2025年11月14日付（以下「本契約締結日」という。）で、以下のとおり合意し、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

## 第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

### (1) 甲

商号：株式会社ノバレーゼ

住所：東京都中央区銀座一丁目8番14号

### (2) 乙

商号：株式会社エスクリ

住所：東京都中央区日本橋小網町6番1号

## 第3条（本吸収合併に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の普通株式の株主（乙を除く。以下「割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、基準時において割当対象株主が所有する乙の普通株式の総数（但し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。）に0.558（以下「本合併比率」という。）を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、甲は、本吸収合併に際して、割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数（但し、会社法第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。）に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。
4. 甲は、本吸収合併に際して、乙のA種種類株式の株主に対して、その所有するA種種類株式に代わる金銭等を交付しない。

## 第4条（甲の資本金等の額）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、甲及び乙の合意により定めるものとする。

## 第5条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙間で協議の上、合意により、会社法の定めるところに従いこれを変更することができる。

## 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第7条（剰余金の配当等）

甲及び乙は、本契約締結日後、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第8条（本吸収合併の条件の変更又は解除）

本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会において本契約につき承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに、法令等（外国法を含む。）に定める本吸収合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に規定する事項の他、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙間で協議の上これを定める。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年11月14日

甲：東京都中央区銀座一丁目8番14号  
株式会社ノバレーゼ  
代表取締役 荻野 洋基

2025年11月14日

乙：東京都中央区日本橋小網町6番1号  
株式会社エスクリ  
代表取締役 渋谷 守浩

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

第1号議案「合併契約承認の件」のご承認をいただくことを前提として、2026年4月1日付で実施を予定しております本合併に伴い、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。ついては、当社定款に関して、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、本合併の実施に伴い、商号、目的および発行可能株式総数に関する規定等の変更を行うものです。加えて、機動的な意思決定を実現するため、剰余金配当の決議機関を取締役に變更いたします。また、その他、必要な文言の加除、修正、条数の整備および附則の追加等の所要の変更を行うものです。

なお、本議案における定款変更の効力は、第1号議案「合併契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（2026年4月1日予定）に生じることといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、株式会社ノバレーゼと称し、英文ではNOVARESE,Inc.と表示する。</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 公衆浴場および温泉浴場施設の経営</p> <p>3. 展示場、遊技場、興行場およびスポーツ施設の経営</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、株式会社株式会社オンザページと称し、英文ではON THE PAGE,Inc.と表示する。</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>披露宴、パーティー、会議、催事、イベントの設営およびそれらの企画、立案、運営、コンサルティング、斡旋、仲介、紹介ならびに配膳の請負</u></p> <p>3. <u>賃貸別荘、ホテルその他宿泊施設の経営ならびにそれらの企画、立案、運営およびコンサルティング</u></p> <p>4. <u>飲食店業</u></p> <p>5. <u>公衆浴場、温泉浴場施設、スパおよびサウナ風呂の経営</u></p> <p>6. <u>展示場、遊技場、興行場およびスポーツ施設の経営</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>4. 駐車場の経営</u></p> <p><u>5. ケータリングサービス業</u></p> <p><u>6. 酒類、タバコおよび塩の卸、販売および販売仲介</u></p> <p><u>7. 冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引き出物および食料品等の製造、卸、販売および販売仲介</u></p> <p><u>8. 貸衣裳業</u></p> <p><u>9. 被服の製造販売および卸</u></p> <p><u>10. 衣裳の修繕およびクリーニング業</u></p> <p><u>11. 写真、ビデオ等の映像物の制作および販売</u></p> <p><u>12. 各種イベント・キャンペーン等販売促進に関する行事の企画および立案</u></p> <p><u>13. 広告、宣伝に関する企画および制作</u></p> <p><u>14. 家具、貴金属、宝石、アクセサリーの製造、卸、販売、販売仲介および賃貸</u></p> <p><u>15. 生花、観葉植物類、衣料品、服飾雑貨、日用雑貨品の製造、輸出入、卸、販売、販売仲介および賃貸</u></p> <p><u>16. 理容店および美容室の経営</u></p> <p><u>17. ビューティーサロンおよびエステティックサロンの経営</u></p> <p><u>18. 旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p><u>19. 旅行業法に基づく旅行サービス手配業</u></p> <p><u>20. 旅行業法に基づく旅行業者代理業</u></p> <p><u>21. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>22. 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>23. 企業の採用活動支援に係るコンサルタント業</u><br/>(新 設)</p> | <p><u>7. 駐車場の経営</u></p> <p><u>8. ケータリングサービス業</u></p> <p><u>9. 酒類、食料品、タバコおよび塩の輸出入、卸、販売および販売仲介</u></p> <p><u>10. 冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引き出物および食料品等の製造、卸、販売および販売仲介</u></p> <p><u>11. 貸衣裳業</u></p> <p><u>12. 被服の製造販売および卸</u></p> <p><u>13. 衣裳の修繕およびクリーニング業</u></p> <p><u>14. 写真、ビデオ等の映像物の制作および販売</u></p> <p><u>15. 各種イベント・キャンペーン等販売促進に関する行事の企画および立案</u></p> <p><u>16. 広告、宣伝に関する企画および制作ならびに<br/>広告代理業</u></p> <p><u>17. 家具、インテリア用品、エクステリア用品、<br/>貴金属、宝石、アクセサリーの製造、輸出入、<br/>卸、販売、販売仲介および賃貸</u></p> <p><u>18. 生花、観葉植物類、衣料品、衣料用繊維製<br/>品、衣料用革製品、服飾雑貨、日用雑貨品の製<br/>造、輸出入、卸、販売、販売仲介および賃貸</u></p> <p><u>19. 理容店および美容室の経営</u></p> <p><u>20. ビューティーサロン、リラクゼーションサロ<br/>ン、マッサージサロン、ネイルサロンおよびエス<br/>ティックサロンの経営ならびにコンサルティン<br/>グ</u></p> <p><u>21. 旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p><u>22. 旅行業法に基づく旅行サービス手配業、旅行<br/>斡旋</u></p> <p><u>23. 旅行業法に基づく旅行業者代理業</u></p> <p><u>24. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>25. 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>26. 企業の採用活動支援に係るコンサルタント業</u></p> <p><u>27. 経営コンサルティング業およびコンピュ<br/>ーシステムのコンサルティング業</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                     | 変 更 案                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24. <u>CD・ビデオ・DVD等の映像、音声ソフトの企画、制作、販売および販売仲介</u>                             | 28. <u>CD・ビデオ・DVD等の映像、音声ソフトの企画、制作、販売および販売仲介</u>                                          |
| 25. <u>デザインの企画および制作</u>                                                     | 29. <u>デザインの企画および制作</u>                                                                  |
| 26. <u>マーケティングプロモーションの企画、および制作</u>                                          | 30. <u>マーケティングプロモーションの企画、および制作</u>                                                       |
| 27. <u>出版物の企画、発行および販売</u>                                                   | 31. <u>出版物の企画、発行および販売</u>                                                                |
| 28. <u>コンピューターによる写真、ビデオ、アルバムの制作、編集、合成および販売</u>                              | 32. <u>コンピューターによる写真、ビデオ、アルバムの制作、編集、合成および販売</u>                                           |
| 29. <u>インターネット等のネットワークを利用する情報システムおよび通信ネットワーク、商品の売買システムの企画、設計、運用、保守および販売</u> | 33. <u>インターネット等のネットワークを利用する情報システムおよび通信ネットワーク、商品の売買システムの企画、設計、運用、保守および販売</u>              |
| 30. <u>インターネットのホームページの企画立案、ウェブデザインの受託</u>                                   | 34. <u>インターネットのホームページの企画立案、ウェブデザインの受託</u>                                                |
| 31. <u>コンピューターグラフィックの企画、制作</u><br>(新 設)                                     | 35. <u>コンピューターグラフィックの企画、制作</u>                                                           |
|                                                                             | 36. <u>コンピューターシステム、ソフトウェアおよび携帯端末アプリケーションの企画、開発、設計、製作および保守</u>                            |
|                                                                             | 37. <u>電子商取引および通信販売業</u>                                                                 |
|                                                                             | 38. <u>情報処理サービス業および情報提供サービス業</u>                                                         |
|                                                                             | 39. <u>映写音響機器の賃貸および売買</u>                                                                |
| 32. <u>映写音響機器の賃貸および売買</u><br>(新 設)                                          | 40. <u>木材、建築用材の製造、輸出入、仕入および販売</u>                                                        |
|                                                                             | 41. <u>土地、建物、設備、その他不動産等の売買、賃貸借、仲介、管理および取引に係るコンサルティング業</u>                                |
|                                                                             | 42. <u>電気通信事業法による通信事業者の代理店業</u>                                                          |
|                                                                             | 43. <u>電気通信機械器具の販売、賃貸、輸出入、設置工事およびメンテナンス業</u>                                             |
|                                                                             | 44. <u>建築工事、土木工事、舗装工事、造園工事、しゅんせつ工事、電気工事、管工事等の請負、調査、企画、評価、施工、設計、工事監理、コンサルティング、仲介および斡旋</u> |
|                                                                             | 45. <u>土砂採取業</u>                                                                         |
|                                                                             |                                                                                          |
|                                                                             |                                                                                          |
|                                                                             |                                                                                          |
|                                                                             |                                                                                          |
|                                                                             |                                                                                          |
|                                                                             |                                                                                          |
|                                                                             |                                                                                          |
|                                                                             |                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>33. 当社の業務に関連する教育研修事業</p> <p>34. 上記各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>会社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第9条 (条文省略)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</li> <li>3. (条文省略)</li> </ol> <p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する事務取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> | <p>46. <u>損害保険および少額短期保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務および締結の媒介に関する業務</u></p> <p>47. 当社の業務に関連する教育研修事業</p> <p>48. 上記各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査等委員会</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>会社の発行可能株式総数は、<u>150,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定める。</li> <li>3. (現行どおり)</li> </ol> <p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株式、単元未満株式及び新株予約権等に関する事務取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第14条（招集権者及び議長）<br/>株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>第16条（決議の方法）<br/>(条文省略)</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数）<br/>当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第20条（取締役の選任）<br/>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)<br/>(新 設)</p> | <p>第14条（招集権者及び議長）<br/>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項に定める代表取締役に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>第16条（決議の方法）<br/>(現行どおり)</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数）<br/>当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第20条（取締役の選任）<br/>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条（取締役の任期）<br/>           取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p>第21条（取締役の任期）<br/>           取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第22条（取締役会の招集権者及び議長）<br/>           取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>                                                                          | <p>第22条（取締役会の招集権者及び議長）<br/>           取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項に定める代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>                                                                                                                    |
| <p>第23条（取締役会の招集通知）<br/>           取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                      | <p>第23条（取締役会の招集通知）<br/>           取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                                                                                                                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条（代表取締役及び役付取締役）<br/>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第25条（条文省略）</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略）<br/>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第27条（取締役会議事録）<br/>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p>第29条（業務執行）<br/><u>取締役社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u><br/>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u><br/>(新 設)</p> | <p>第24条（代表取締役及び役付取締役）<br/>取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第25条（現行どおり）</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略）<br/>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条（取締役会議事録）<br/>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条（現行どおり）<br/>(削 除)</p> <p>第29条（業務執行の決定の取締役への委任）<br/><u>当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第30条（取締役の報酬等）<br/>           取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条（取締役の責任免除）<br/>           当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条（監査役の数）<br/>           当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第33条（監査役の選任）<br/>           監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第34条（補欠監査役の予選の効力）<br/> <u>補欠監査役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> | <p>第30条（取締役の報酬等）<br/>           取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条（取締役の責任免除）<br/>           当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定に基づき</u>、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき</u>、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第35条（監査役の任期）</u><br/> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第36条（常勤の監査役）</u><br/> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第37条（監査役会の招集通知）</u><br/> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第38条（監査役会の決議方法）</u><br/> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第39条（監査役会議事録）</u><br/> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第40条（監査役会規程）</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第41条（監査役の報酬等）</u><br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第32条（常勤の監査等委員）</u><br/> <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第33条（監査等委員会の招集通知）</u><br/> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第34条（監査等委員会の決議方法）</u><br/> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第35条（監査等委員会議事録）</u><br/> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第36条（監査等委員会規程）</u><br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第42条（監査役の責任免除）<br/> <u>当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人<br/> 第43条～第44条（条文省略）<br/> 第45条（会計監査人の報酬等）<br/> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算<br/> 第46条（条文省略）<br/> 第47条（剰余金の配当等）<br/> 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>3. ～4.（条文省略）<br/> （新 設）</p> | <p>（削 除）</p> <p>第6章 会計監査人<br/> 第37条～第38条（現行どおり）<br/> 第39条（会計監査人の報酬等）<br/> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算<br/> 第40条（現行どおり）<br/> 第41条（剰余金の配当等）<br/> 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</p> <p>2. 当社は、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>3. ～4.（現行どおり）<br/> 5. <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)<br>(新 設) | <p><u>附則</u><br/> <u>第 1 条 (監査役の責任限定に関する経過措置)</u><br/>         当社は会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査等委員会設置会社移行前の監査役 (監査役であったものを含む。) の行為に関する会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。<br/>         2. <u>監査等委員会設置会社移行前の監査役 (監査役であったものを含む。) の行為に関する会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、監査等委員会設置会社移行前の定款第42条第 2 項の定めるところによる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、本合併および定款変更の効力発生に伴い、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本合併および定款変更の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（2026年4月1日予定）に効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

しぶ たに もり ひろ  
**渋谷 守浩**

新任

生年月日

1966年6月18日

所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、当社における地位、担当

|          |                                         |
|----------|-----------------------------------------|
| 1986年9月  | 渋谷木材工業株式会社（現：株式会社渋谷）取締役                 |
| 2008年11月 | 株式会社渋谷代表取締役社長                           |
| 2013年5月  | 株式会社エスクリ執行役員建築・内装事業担当                   |
| 2013年6月  | 同社取締役兼専務執行役員建築・内装事業担当                   |
| 2015年6月  | 同社代表取締役副社長 株式会社渋谷代表取締役会長                |
| 2016年4月  | 同社代表取締役社長兼最高執行責任者                       |
| 2016年4月  | SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長        |
| 2020年4月  | 株式会社渋谷代表取締役会長兼社長（現任）                    |
| 2020年7月  | 株式会社エスクリ代表取締役社長CEO（現任）                  |
| 2024年6月  | SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長兼社長（現任） |
| 2025年3月  | リリカラ株式会社社外取締役（現任）                       |

#### 重要な兼職の状況

株式会社渋谷代表取締役会長兼社長  
株式会社エスクリ代表取締役社長CEO  
SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長兼社長  
リリカラ株式会社社外取締役

#### 取締役候補者とした理由

渋谷守浩氏は、株式会社エスクリ代表取締役社長として豊富な経営者としての経験を有しており、同社との経営統合後も当社グループが健全に経営を持続するために必要な人材と判断し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

2

おぎ の ひろ き  
**荻野 洋基**

再任

生年月日

1979年8月2日

所有する当社の株式数

20,066株

#### 略歴、当社における地位、担当

2004年3月 旧株式会社ノバレーゼ入社  
2008年1月 同社中部支社浜松地区ゼネラルマネージャー  
2009年9月 同社中部支社ノバレーゼ名古屋ゼネラルマネージャー  
2014年5月 同社営業本部横浜地区ゼネラルマネージャー  
2016年3月 同社代表取締役社長兼営業本部長  
2016年9月 同社代表取締役社長  
2017年6月 当社代表取締役社長（現任）

#### 重要な兼職の状況

該当なし

#### 取締役候補者とした理由

荻野洋基氏は、当社代表取締役社長として、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に行っており、企業価値向上に向け強いリーダーシップを発揮しております。これらのことから、今後の当社グループが健全に経営を持続するために必要な人材と判断し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

3

きち せ いたる  
**吉瀬 格**

新任

生年月日

1973年10月5日

所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、当社における地位、担当

2014年11月 株式会社エスクリ入社  
2015年1月 同社財務経理部ゼネラルマネージャー  
2017年3月 同社管理本部長  
2017年4月 同社執行役員管理本部長  
2020年6月 同社取締役上級執行役員管理本部長  
2020年7月 同社取締役CFO管理本部長  
2021年8月 同社取締役CFO（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社エスクリ取締役CFO

#### 取締役候補者とした理由

吉瀬格氏は、株式会社エスクリ入社以来、財務経理部ゼネラルマネージャー、執行役員管理本部長を歴任後、2020年より取締役として財務戦略を担っております。これまでの豊富な経験と実績から、同社との経営統合後も当社グループが健全に経営を持続するために必要な人材と判断し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

4

ます やま てる とし  
増山 晃年

再任

生年月日

1978年7月12日

所有する当社の株式数

18,066株

#### 略歴、当社における地位、担当

2002年4月 野村證券株式会社入社  
2007年2月 株式会社ジャパンフットサルコート入社  
2007年5月 JFCスポーツバンガード株式会社 経営企画室統轄ディレクター  
2009年2月 旧株式会社ノバレーゼ入社  
2010年1月 同社社長室長  
2015年3月 同社取締役管理本部長  
2016年12月 同社取締役執行役員管理本部長  
2017年6月 同社取締役執行役員管理本部長（現経営戦略本部長）（現任）

#### 重要な兼職の状況

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 株式会社タイムレス取締役  | 株式会社MARRY MARBLE取締役         |
| 株式会社花乃店千樹園取締役 | 株式会社プロスダイニング取締役             |
| 株式会社アンドユー取締役  | 株式会社Do取締役                   |
| 株式会社LURRA取締役  | ISLAND LABEL HAWAII,INC.取締役 |

#### 取締役候補者とした理由

増山晃年氏は、取締役執行役員経営戦略本部長として、コーポレート・ガバナンスの構築、リスクマネジメントのための施策等を実行し、円滑な事業運営に貢献しております。これらのことから、今後の当社グループが健全に経営を持続するために必要な人材と判断し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

5

こ ばやし ゆう や  
小林 雄也

再任

生年月日

1980年4月28日

所有する当社の株式数

17,233株

#### 略歴、当社における地位、担当

2003年3月 旧株式会社ノバレーゼ入社  
2010年3月 中国現地法人（上海娜珀蕾餐饮管理有限公司）出向  
2016年12月 同社執行役員営業本部副本部長  
2017年6月 当社執行役員営業本部副本部長  
2023年2月 当社取締役執行役員営業本部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社LURRA代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

小林雄也氏は、長年プライダル事業の責任者として事業に携わり豊富な経験と実績を有しており、現在は取締役執行役員営業本部長として、営業本部の組織運営を適切に行っております。これらのことから、今後の当社グループが健全に経営を持続するために必要な人材と判断し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

6

ふじ わら なる ひろ  
藤原 成裕

新任

生年月日

1978年3月1日

所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、当社における地位、担当

2008年12月 株式会社エスクリ入社  
2010年8月 同社ラグナススイート名古屋ホテル&ウエディング支配人  
2012年12月 同社事業本部事業所統括（西日本担当）  
2014年8月 同社プライダルディビジョンディビジョンマネージャー  
2017年1月 株式会社パートナーエージェント（現：タメニー株式会社）執行役員  
2020年10月 株式会社エスクリ再入社 プライダル事業本部副本部長  
2022年4月 同社執行役員プライダル事業本部本部長  
2023年6月 同社取締役執行役員プライダル事業本部本部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社エスクリ取締役執行役員プライダル事業本部本部長

#### 取締役候補者とした理由

藤原成裕氏は、株式会社エスクリ入社以来、事業所支配人、事業所統括、ディビジョンマネージャーを歴任後、他社で執行役員として経営に携わってまいりました。2020年に株式会社エスクリに再入社以降、プライダル事業本部において強いリーダーシップと決断力を発揮し、2023年より同社取締役としてさらなる事業の拡大に貢献しております。同社との経営統合後も当社グループが健全に経営を持続するために必要な人材と判断し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

7

ささ おか ち ず こ  
笹岡 知寿子

ないとう  
(現姓：内藤)

再任

生年月日

1980年9月8日

所有する当社の株式数

13,200株

#### 略歴、当社における地位、担当

2003年3月 旧株式会社ノバレーゼ入社  
2011年6月 NOVARESE KOREA INC.理事副社長  
2017年8月 当社営業本部エリア長  
2021年12月 株式会社タイムレス取締役  
2024年3月 当社取締役執行役員営業本部副本部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社アンドユー取締役

#### 取締役候補者とした理由

笹岡知寿子氏は、長年にわたり当社営業店舗の責任者としてプライダル業界に従事してきた経験に加え、当社子会社の取締役としての経験もあり、女性活躍のリーダーとして当社グループの経営全般に関わり、取締役執行役員営業本部副本部長としての婚礼衣裳事業管掌の職責を適切に行っております。これらのことから、今後の当社グループが健全に経営を持続するために必要な人材と判断し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

8

なが お のり ひさ  
長尾 宗尚

新任

生年月日

1971年11月4日

所有する当社の株式数

一株

候補者番号

9

たか き ひろし  
高木 寛

再任

生年月日

1965年1月2日

所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、当社における地位、担当

2002年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所  
2006年9月 日興シティグループ証券株式会社（現シティグループ証券株式会社）入社  
2009年7月 ドイツ証券株式会社入社  
2010年4月 アリコジャパン（現メットライフ生命保険株式会社）財務経理部長  
2016年1月 同社事業費統括本部長  
2022年3月 同社執行役員  
2025年6月 株式会社ティーケーピー取締役COO（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社ティーケーピー取締役COO

#### 取締役候補者とした理由

長尾宗尚氏は、企業経営者および会社役員としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、株式会社ティーケーピーにおいては取締役COOとして業務執行を統括しております。これらの経験から当社の更なるガバナンス強化に貢献いただけるものと期待し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

#### 略歴、当社における地位、担当

1989年4月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）入行  
2005年9月 イーバンク銀行株式会社（現楽天銀行株式会社）入社  
2008年2月 イートラスト信託株式会社入社  
2009年6月 同社代表取締役社長  
2011年7月 株式会社ティーケーピー入社  
2013年9月 同社執行役員  
2023年3月 同社執行役員内部統制担当（現任）  
2024年9月 リリカラ株式会社取締役  
2025年1月 リリカラ株式会社取締役執行役員内部統制統括本部長  
2025年3月 当社取締役（現任）  
2025年7月 リリカラ株式会社取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社ティーケーピー執行役員内部統制担当

リリカラ株式会社取締役

#### 取締役候補者とした理由

高木寛氏は、企業経営者および会社役員としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、株式会社ティーケーピーにおいては執行役員内部統制担当としてガバナンスを統括しております。これらの経験から当社の更なるガバナンス強化に貢献いただけるものと期待し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の長尾宗尚氏および高木寛氏の「略歴、当社における地位、担当」欄には当社の親会社である株式会社ティーケーピーにおける現在または過去10年間の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。
3. 各候補者の、当社の親会社の子会社における現在または過去10年間の業務執行者としての地位および担当のうち上記に含まれないものとしては、以下のとおりです。

| 氏名  | 会社名            | 地位および担当     |
|-----|----------------|-------------|
| 高木寛 | 株式会社TKPメディカリンク | 取締役・代表取締役   |
|     | 株式会社TKPプロパティーズ | 代表清算人       |
|     | 株式会社TKPSPV-6号  | 代表取締役       |
|     | 株式会社TKPSPV-7号  | 取締役         |
|     | 株式会社ホンムラー      | 取締役・代表清算人   |
|     | 株式会社サドハラ       | 代表清算人       |
|     | 株式会社ダイマチー      | 代表取締役・代表清算人 |
|     | 株式会社TKPSPV-11号 | 取締役（現任）     |
|     | 株式会社TKPSPV-12号 | 代表取締役（現任）   |
|     | 株式会社常盤軒フーズ     | 代表取締役（現任）   |
|     | 株式会社イチガヤ       | 代表取締役（現任）   |

4. 当社は長尾宗尚氏および高木寛氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、長尾宗尚氏および高木寛氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、長尾宗尚氏については締結予定であり、高木寛氏については既に締結済みでありますのでそれを継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役に選任された場合、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
6. 取締役候補者の笹岡知寿子氏は、婚姻により内藤姓となりましたが、旧姓の笹岡で業務を執行しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、本合併および定款変更の効力発生に伴い、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本合併および定款変更の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（2026年4月1日予定）に効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

さかき あき よし  
榊 暁 宣

新任

生年月日

1977年6月28日

所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、当社における地位、担当

2012年7月 株式会社エスクリ入社

2014年4月 同社内部監査室

2020年7月 同社内部監査室室長

2025年6月 同社取締役（監査等委員）（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社エスクリ取締役（監査等委員）

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

榊暁宣氏は、株式会社エスクリ入社以来、内部監査室で社内の監査に携わっており、2020年より内部監査室室長として当社グループの組織・事業内容・業務プロセスやコンプライアンス体制の強化を牽引しております。これまでの豊富な経験と実績から、同社との経営統合後も当社グループが健全に経営を持続するために必要な人材と判断し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

2

き むら たかし  
木村 喬

新任

生年月日

1979年7月24日

所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、当社における地位、担当

2001年10月 新日本監査法人（現：E Y新日本有限責任監査法人）入所  
2012年7月 ベルウェザー総合会計事務所設立 同所代表  
株式会社ベルウェザー設立 同社代表取締役（現任）  
2014年11月 やまと監査法人設立 同所代表社員（現任）  
2014年12月 フィンテックグローバル株式会社社外取締役  
2017年1月 やまと税理士法人設立 同所代表社員（現任）  
2017年6月 株式会社エスクリ社外取締役  
2021年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2022年12月 フィンテックグローバル株式会社取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

やまと税理士法人代表社員  
株式会社ベルウェザー代表取締役  
やまと監査法人代表社員  
株式会社エスクリ社外取締役（監査等委員）  
フィンテックグローバル株式会社取締役

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

木村喬氏は、2017年6月より株式会社エスクリ社外取締役として経営に携わり、公認会計士および税理士としての財務、会計および税務に関する豊富な見識に基づき、同社グループの経営に対して、適宜、助言および意見をしております。これまでの豊富な経験と実績から、同社との経営統合後も当社グループが健全に経営を持続するために必要な人材と判断し当社取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

3

つじ かど とも ゆき  
辻角 智之

新任

生年月日

1978年8月12日

所有する当社の株式数

2,100株

#### 略歴、当社における地位、担当

2007年9月 弁護士登録（東京弁護士会）みらい総合法律事務所入所  
2011年9月 同所 パートナー弁護士  
2012年4月 日本弁護士連合会代議員 東京弁護士会常議員  
2013年1月 グイヤ通商株式会社社外取締役  
2013年6月 株式会社コモンウェルス・エンターテイメント社外監査役  
2013年11月 株式会社リベルタ社外監査役  
2014年4月 一般社団法人日本医学物理学会倫理審査委員（現任）  
2021年10月 ひなた総合法律事務所開設代表弁護士（現任）  
2022年9月 一般社団法人日本損害保険協会紛争解決委員（現任）  
2024年3月 当社社外監査役（現任）  
2024年5月 株式会社ぎょうせい社外監査役（現任）

#### 重要な兼職の状況

ひなた総合法律事務所代表弁護士

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

辻角智之氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務にも精通しており、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの監査体制強化について、適宜、助言および意見をしております。これらのことから、今後の当社グループが健全に経営を持続するために必要な人材と判断し、当社取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村喬氏および辻角智之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 辻角智之氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は木村喬氏および辻角智之氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、木村喬氏および辻角智之氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、木村喬氏については締結予定であり、辻角智之氏については既に締結済みでありますのでそれを継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役に選任された場合、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
6. 木村喬氏および辻角智之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、本合併および定款変更の効力発生に伴い、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本合併および定款変更の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（2026年4月1日予定）に効力を生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

よし かわ しげる  
吉川 滋

**生年月日**

1952年10月19日

**所有する当社の株式数**

4,000株

**略歴、当社における地位**

1975年4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社  
1999年10月 同社事業開発部長  
2007年4月 同社不動産部長  
2008年4月 MSKビルサービス株式会社代表取締役社長  
2010年10月 MS&ADビジネスサポート株式会社常務取締役  
2012年3月 旧株式会社ノバレーゼ監査役  
2019年1月 当社社外監査役（現任）

**重要な兼職の状況**

株式会社タイムレス監査役 株式会社MARRY MARBLE監査役  
株式会社花乃店千樹園監査役 株式会社プロスダイニング監査役

**補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

吉川滋氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、企業経営者および会社役員としての豊富な経験、幅広い知見を有する者であり、2019年1月より当社の監査役として当社グループの監査体制強化について、適宜、助言および意見をしております。これまでの豊富な経験に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 吉川滋氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉川滋氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 吉川滋氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年2ヶ月となります。
4. 吉川滋氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、吉川滋氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2017年6月29日付臨時株主総会決議において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、本合併および定款変更の効力が発生することを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬額を年額500,000千円以内（うち社外取締役100,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とすることおよび各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするについてご承認をお願いするものであります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬額については取締役会の決議により代表取締役に決定権限を委任しておりますが、当社が監査等委員会設置会社へ移行し、本議案を承認いただくことを条件に、上記方針の内容を、後記のとおり変更することを予定しております。本議案は当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役の職務および昨今の経済情勢等の事情を考慮して定めたものであることから、相当であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役の員数は9名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本合併および定款変更の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（2026年4月1日予定）に効力を生じるものといたします。

### <監査等委員会設置会社移行後の取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針>

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、同委員会から答申を受けた取締役会が当該答申に基づき決定するものとする。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、本合併および定款変更の効力発生に伴い、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額50,000千円以内とすることおよび各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするについてご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責および昨今の経済情勢等の事情に照らし相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本合併および定款変更の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（2026年4月1日予定）に効力を生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入およびその内容につきましては、2025年3月27日付定時株主総会決議においてご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は、本合併および定款変更の効力が発生することを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役および社外取締役を除く。以下本議案において同じ。以下「対象取締役」といいます。）に対して、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」において承認いただく年額500,000千円以内（うち社外取締役100,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）という報酬枠の範囲にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち非常勤取締役2名）となり、対象取締役は7名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年67,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役へ

の譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

本議案は、第1号議案「合併契約承認の件」および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本合併および定款変更の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（2026年4月1日予定）に効力を生じるものといたします。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### （2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再

編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 第9号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会の終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年11月末日現在)

|     |                                                                                                                                                                                 |          |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 名称  | 有限責任監査法人トーマツ                                                                                                                                                                    |          |
| 事務所 | 主たる事務所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング<br>その他の事務所 (国内) 札幌、仙台、新潟、さいたま、横浜、長野、北陸、静岡、<br>名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡、那覇<br>(海外) 駐在員等派遣約40都市<br>(Deloitte Touche Tohmatsu Limitedとメンバーファーム) |          |
| 沿革  | 1968年5月 等松・青木監査法人設立<br>1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI><br>(現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>) へ加盟<br>1990年2月 監査法人トーマツに名称変更<br>2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、有限責任監査法人トーマツに名称変更               |          |
| 概要  | 資本金                                                                                                                                                                             | 1,239百万円 |
|     | 構成人員 社員 (公認会計士)                                                                                                                                                                 | 457名     |
|     | 特定社員                                                                                                                                                                            | 25名      |
|     | 職員 (公認会計士)                                                                                                                                                                      | 2,465名   |
|     | (公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む) )                                                                                                                                                        | 969名     |
|     | (その他専門職)                                                                                                                                                                        | 2,141名   |
|     | (事務職)                                                                                                                                                                           | 82名      |
|     | 合計                                                                                                                                                                              | 6,139名   |
|     | 関与会社 (2025年5月末日現在)                                                                                                                                                              | 3,215社   |

(注) 監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、当社の親会社である株式会社ティーケーピーの会計監査人である有限責任監査法人トーマツを選任し、両社の会計監査人を統一することで会計監査およびガバナンスの有効性、効率化の向上が図られることから、適任であると判断したためであります。

以上

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していますが、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、「Rock your life 世の中に元気を与え続ける会社でありたい」との企業理念のもと、重点施策について取り組みを行ってまいりました。

2025年11月14日開催の取締役会において、当社は少子化や婚姻件数の減少、価値観の多様化により縮小が続くブライダル市場において、業界再編を主導し、持続的な成長と企業価値向上を図ることを目的として株式会社エスクリと2026年4月1日をもって経営統合することを決議いたしました。

当社は、主に地方中核都市でゲストハウス・ウエディングを展開し、オリジナル性とプライベート感を強みとする一方、株式会社エスクリは、大都市圏を中心にビルイン型施設や提携施設を活用した多様なブライダルサービスに加え、建築不動産事業も手掛けています。

統合後のブライダル事業売上高は約391億円、連結売上高は約455億円規模となり、国内最大級のブライダルグループが誕生します。本統合により、都市型・地方型双方を網羅する全国規模の式場ネットワークを構築し、顧客ニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能となります。スケールメリットを活かしたコスト削減、人材・ノウハウの相互活用による採用力およびサービス品質の向上、衣裳・飲食・建築分野における内製化の拡大を通じて、収益基盤の強化を図ります。さらに、海外展開、インバウンド需要の取り込み、アフターウエディング事業の拡充など新規事業の創出にも取り組み、親会社である株式会社ティーケーピーの資本力とネットワークを活用しながら、統合効果を最大化することで、競争力の強化と中長期的な成長を目指してまいります。

重点施策の一つである新規出店については、以下の通りです。

2026年3月には、静岡市駿河区に貸し切り型の婚礼施設「HOMAM 旧マッケンジー邸」

を開業します。

国の登録有形文化財である静岡市駿河区の歴史的洋館「旧マッケンジー住宅（通称 旧マッケンジー邸）」とその周辺市有地の管理・運営を同市から受託し、住宅を含む約6,300平米の敷地一帯を「HOMAM 旧マッケンジー邸」と名づけ、旧マッケンジー邸の建物をそのまま残しながら結婚式場やレストランなどに再生します。新設する施設は駿河湾の海沿いに立つ眺望の良さを生かした建物で、結婚式場やチャペルとしても利用できるように設計し、施設全体の売上向上を狙います。2025年7月には、静岡市駿河区にドレスショップ「エクリュスポーゼ 静岡店」を開業し、「HOMAM 旧マッケンジー邸」の新規受注を開始しました。

2026年4月には、富山県富山市に貸し切り型の婚礼施設「アマンダンピーク」を開業します。富山市が新たなランドマーク化を目指す「呉羽丘陵フットパス連絡橋」の周辺広場内で、富山駅から車で10分の好立地です。建設エリア（約1万8,000平米／崖地などを含む）は2016年に閉館した富山観光ホテルの跡地で、鉄骨造りの2階建ての建物（延床面積 979.8平米）を新築します。北アルプスの立山連峰と富山湾を一望できる景観と、昼夜各1組限定の完全貸し切り型というプライベート感の高さを売りに、他社との差別化を図ります。

2027年5月には、長野県北佐久郡軽井沢町に「（仮称）軽井沢ブライダルプロジェクト」を開業します。JR 軽井沢駅から車で約5分、観光地としても人気の雲場池から徒歩圏内に位置する5,553.01 m<sup>2</sup>の広大な敷地の一部に、軽井沢の自然と調和する低層デザインの建物を新築します。

2027年9月には、宮城県仙台市に2店舗目となる「（仮称）旧知事公館」を開業します。宮城県の「旧知事公館活用事業」に対し企画提案を行った結果、当社が事業実施候補者として選定されました。知事公館の歴史的・文化的価値を最大限に活かしつつ、「杜と水の迎賓館」をデザインコンセプトとし、敷地内に結婚式や季節のイベント、県民の皆様の発表の場等にご利用いただける施設を新築することで、多様な人が集い、にぎわいを生み出す空間を創出いたします。

婚礼施設におけるレストラン営業については、親会社であるティーケーピーおよび大手旅行代理店との連携強化により宴会の受注件数が増加したこと等により好調に推移しました。これらの施策は、婚礼施設全体の収益性向上のみならず、潜在顧客層との早期接触、リピーターの定着率にも寄与します。集客力が高く実績のあるイベントを定番化しつつ、新しい企画にも積極的にチャレンジすることで、婚礼施設のさらなる稼働率アップへの貢献を図ります。

レストラン特化型事業の新規出店については、2025年3月に、東京都港区に米ニューヨークに本店を構えるピザがメインのカジュアルイタリアン「セラフィーナニューヨーク赤坂店」を開業しました。赤坂見附駅から徒歩1分の好立地に、路面店を構えます。内装はシックでモ

ダンなデザインで、店内はテーブル102席とバーカウンター16席を設けております。

また、2025年4月に、創作和食レストラン「SHARI（シャリ）」ブランドの新店を東京都新宿区に「SHARI 東急歌舞伎町タワー」を開業しました。東急歌舞伎町タワーの5階に構えます。西武新宿駅から徒歩1分の好立地で、和モダンなデザイン空間の中に110席（カウンター14席、テーブル96席）を設けております。

海外市場の新たな進出先として、成長著しいベトナムに現地法人を設立いたしました。レストラン特化型事業の新規出店として2025年10月に、創作和食レストラン「SHARI（シャリ）」ブランドの姉妹店として「SHARI SAIGONMODERN JAPANESE CUISINE（シャリサイゴン モダンジャパニーズキューズ）」を開業しました。店舗は、ホーチミン市の高級住宅街にあるタオディエン地区の路面店で内装デザインは、木を幾何学的な模様組み合わせる日本伝統の『組子細工』を壁に取り入れるなど、全体的に“和モダン”な空間に仕上げました。レストラン特化型事業における収益基盤の拡大および収益性の向上に努めつつ、将来的にはブライダル事業への展開を目的としております。より多くのお客様へ高付加価値なサービスを提供できる存在となることを目指しております。

ブライダル事業における婚礼プロデュース部門の受注活動については、受注率の改善により好調に推移しました。その結果、受注組数は4,960組（前年同期比6.4%増）、受注残組数は3,344組（前年同期比9.6%増）となりました。

売上収益については、施行組数および施行単価の増加による婚礼施行にかかる売上増加やレストラン特化型事業の一般飲食にかかる売上の増加等により、当連結会計年度の売上収益は22,039百万円（前年同期比14.2%増）となりました。また、利益面では、一部店舗の収益性悪化により減損損失を186百万円計上したこと等により販売費及び一般管理費が増加したものの営業利益は2,247百万円（前年同期比68.1%増）、税引前利益1,849百万円（前年同期比89.5%増）、当期利益1,256百万円（前年同期比89.3%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

（ブライダル事業）

ブライダル事業においては、前連結会計年度と比較すると、施行組数および施行単価の増加による婚礼施行にかかる売上増加、婚礼施設での宴会や一般飲食の需要も回復傾向にあることから、売上収益は20,464百万円（前年同期比12.7%増）、セグメント利益は3,801百万円（前年同期比46.5%増）となりました。

（レストラン特化型事業）

レストラン特化型事業においては、前連結会計年度に開業した「創作Dining SHARI流川」および「Cafe & BarBACCANO」、当連結会計期間に開業した「セラフィーナニューヨーク

赤坂店」および「SHARI 東急歌舞伎町タワー」が当連結会計期間に寄与したこと、インバウンド需要や法人宴会の増加および接待利用や一般飲食が好調に推移したことから、売上収益は1,575百万円（前年同期比37.9%増）となりました。利益面では、国内およびベトナム新店出店に係る採用費および消耗品費などの開業費用の増加があったことから、セグメント損失は18百万円（前年同期は43百万円の利益）となりました。

| 事業区分       | 売上収益(千円)   | 増減率(%) | 構成比(%) |
|------------|------------|--------|--------|
| ブライダル事業    | 20,464,862 | 12.7   | 92.9   |
| レストラン特化型事業 | 1,575,023  | 37.9   | 7.1    |
| 合計         | 22,039,886 | 14.2   | 100.0  |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2,548百万円であり、その主な内容は、挙式・披露宴会場の取得、レンタル衣裳の取得、工具、器具及び備品の取得およびソフトウェアの取得等であります。

なお、設備投資に要した資金は、自己資金および借入金により充当いたしました。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において設備資金を目的として、金融機関より長期借入金として1,165百万円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                  | 国際会計基準 (IFRS)        |                      |                      |                                    |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------------------|
|                      | 第 7 期<br>(2022年12月期) | 第 8 期<br>(2023年12月期) | 第 9 期<br>(2024年12月期) | 第 10 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年12月期) |
| 売上収益(千円)             | 17,222,448           | 18,265,376           | 19,299,719           | 22,039,886                         |
| 営業利益(千円)             | 2,775,733            | 1,539,559            | 1,337,549            | 2,247,950                          |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益(千円) | 1,656,874            | 942,272              | 663,900              | 1,256,581                          |
| 基本的1株当たり当期利益(円)      | 66.27                | 37.69                | 26.56                | 50.16                              |
| 資産合計(千円)             | 31,980,649           | 32,301,401           | 34,732,123           | 36,823,406                         |
| 資本金合計(千円)            | 7,234,271            | 8,177,964            | 8,846,739            | 10,109,050                         |

| 区 分                 | 日本基準                 |
|---------------------|----------------------|
|                     | 第 7 期<br>(2022年12月期) |
| 売上高(千円)             | 17,222,448           |
| 経常利益(千円)            | 1,664,060            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 776,682              |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 31.07                |
| 総資産(千円)             | 21,375,355           |
| 純資産(千円)             | 2,154,835            |

(注) 1. 当社は第8期から国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに国際会計基準 (IFRS) に組み替えた数値も記載しております。なお、国際会計基準 (IFRS) への移行日は2018年1月1日になります。

2. 当社は2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり当期利益」および「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社ティーケーピーであります。

現在の親会社との取引状況は、宴会送客等を受けており、価格および取引条件が市場実勢を勘案して他の取引条件と同等の水準となるよう検討し、協議により決定しております。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

当社は、株式会社ティーケーピーとの間で2024年11月14日付で資本業務提携契約を締結しております。当該契約において、当社の上場を維持するとともに、経営の独立性を確保することについて合意しております。

## ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資本金        | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                  |
|---------------------------|------------|----------|------------------------------------------------|
| 株 式 会 社 タイムレス             | 100百万円     | 100.0 %  | ギフト販売<br>婚礼準備支援システム販売<br>婚礼関連コンサルティング          |
| 株式会社MARRY MARBLE          | 16百万円      | 100.0 %  | 婚礼演出映像制作<br>婚礼写真アルバム制作<br>婚礼記録映像撮影<br>撮影スタジオ運営 |
| 株 式 会 社 花乃店千樹園            | 10百万円      | 100.0 %  | 婚礼装花制作                                         |
| 株式会社ブロスダイニング              | 50百万円      | 100.0 %  | レストラン運営                                        |
| 株 式 会 社 アンドユー             | 25百万円      | 100.0 %  | パーティドレス等レンタル                                   |
| 株 式 会 社 D o               | 10百万円      | 100.0 %  | 広告代理店                                          |
| 株 式 会 社 L U R R A         | 6百万円       | 100.0 %  | 日本国内での旅行業                                      |
| ISLAND LABEL HAWAII,INC.  | 10,000US\$ | 100.0 %  | ハワイでのフォトウエディング、<br>スパ運営                        |
| K A I L A T O U R S L L C | 20,000US\$ | 100.0 %  | ハワイでの旅行業                                       |
| NOVARESE VIETNAM CO., LTD | 8,250百万VND | 100.0 %  | ベトナムでのレストラン運営                                  |

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の子会社10社（孫会社を含む）であり、持分法適用関連会社は2社であります。
2. 当社の孫会社であるKAILA TOURS LLCに対する当社の議決権比率は、当社の子会社であるISLAND LABEL HAWAII,INC.を通じての間接所有分であります。
3. NOVARESE VIETNAM CO., LTDは2025年8月6日に設立しております。

#### (4) 対処すべき課題

現状の経営環境について、中長期的には将来人口推計によると、当社グループがターゲットとしている年齢層（20歳代後半から30歳代）は年々減少傾向にあり、また、同世代の未婚率は上昇する傾向にあるなど、当社グループを取り巻くブライダルマーケット全体の縮小が懸念されております。

しかしながら、結婚情報誌が一般顧客に認知されたこと、また、インターネットを活用した結婚情報サイトが充実したこと、さらには消費者のライフスタイルが多様化したことにより、個性を重視した婚礼スタイルである「ゲストハウス・ウエディング」が広く支持を集めております。

一方、ホテルや専門式場が既存施設のリニューアルを通じて、ゲストハウス・ウエディングへ進出するほか、低価格を喧伝する婚礼スタイルの市場が拡大するなど、業界における競合状況および価格競争は一段と厳しくなっております。

このような状況のもと、当社グループは事業上の課題として、①戦略的な店舗展開、②認知度向上のためのプロモーション戦略、③事業展開の多様化、④人材の確保と育成、⑤衛生管理、⑥リスクマネジメント、コンプライアンス、財務上の課題として、⑦財務基盤の強化を重要な課題として認識し、具現化に向けた方策に取り組んでおります。

##### ①戦略的な店舗展開

当社グループは、出店候補地については、商圈規模、地域特性、ロケーションなどの立地条件と店舗採算を総合的に勘案し決定しておりますが、中でもロケーションによって店舗収益が左右されることから、これを最も重要視して、当該事業用地の物件に係る情報収集チャネルの拡大、迅速な対応を通じて戦略的な店舗展開を推進してまいります。また、従前より取り組んでまいりました歴史的建造物を挙式・披露宴会場に再生する事業についても、引き続き推進してまいります。

##### ②認知度向上のためのプロモーション戦略

当社グループは、店舗の稼働率を高めるため、認知度向上のプロモーション戦略を重要な課題として考えております。この課題に対応するため、ブライダル情報誌やグルメ情報誌などのマスメディア、地域を限定したテレビコマーシャル、インターネットを活用した結婚情報サイトおよびレストラン情報サイトによるプロモーション活動に加え、潜在顧客層への当社ブランドの更なる認知度向上による顧客の発掘を目的に各種SNSを活用した効果的なプロモーション活動を行うなど、多様なプロモーション活動を推進してまいります。

### ③事業展開の多様化

当社グループは、多様化する顧客ニーズへの対応を図るとともに、潜在化する顧客ニーズを喚起できる企画提案を重要な課題として考えております。この課題に対応するため、対事業者向けにギフト販売等に関するビジネスを展開する「株式会社タイムレス」、レストラン運営に特化した事業を行う「株式会社ブロスダイニング」、女性用パーティドレスのレンタルサービスを主な事業とする「株式会社アンドユー」、広告代理店業務を主な事業とする「株式会社Do」、ハワイにおけるリゾートウエディング事業を行う「ISLAND LABEL HAWAII,INC.」など、多様な事業を行うグループ会社を保有しております。また、2021年11月より、地方の結婚式場やホテルの収益改善をサポートするブライダルコンサルティング事業を行っているほか、2022年8月に日本国内における旅行業務を主な事業とする「株式会社LURRA」を設立し、2023年より旅行を含む総合的な国内リゾートウエディング事業に参入いたしました。2025年には海外市場の新たな進出先として、ベトナムでのレストラン運営を行う「NOVARESE VIETNAM CO., LTD」を設立いたしました。今後も引き続きグループ全体としての事業展開の多様化をより一層推進してまいります。

### ④人材の確保と育成

挙式・披露宴のプロデュース、ウエディングドレスのレンタル・販売およびレストラン営業など当社グループが展開する事業に従事するスタッフには、顧客ニーズを的確に捉えた企画力および提案力が必要であり、その前提として高い商品知識と熟練した技術が要求されます。スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めております。

また、性別や国籍などにとらわれず、すべてのスタッフが安心して働き、さらに働きがいを持てる環境をつくり上げていくため、「スタッフの幸福の最大化の追求」を人事基本方針として定め、「フレックスキャリア制度」、「有休取得率100%義務化」、副業制度「パラノバ」といった働き方への取り組みを行うとともに、LGBTQをはじめとする多様な価値観に対し、社内研修の実施や社内規程の整備などの施策を行っております。すべてのスタッフがいきいきと輝ける環境を生み出し続けるため、今後もさまざまな取り組みを進めてまいります。なお、これらの取り組みについては、当社サステナビリティサイトにて随時更新を行っております。

(<https://www.novarese.co.jp/sustainability/>)

#### ⑤衛生管理

当社グループでは、食中毒等の発生を防ぐためには衛生管理が重要な課題であると考えております。この課題に対応するため、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、すべての挙式・披露宴会場に食品衛生責任者を配置するとともに、食中毒などの防止を目的に策定した食品衛生マニュアルに基づく品質管理や、役職員への定期的な検便および健康診断の実施などを通じた衛生管理を徹底しております。また、店舗オペレーションの改善および各店舗における衛生管理の状態をより向上させることを目的とした諸設備の改修を適宜行っております。さらに第三者機関による定期または臨時の衛生検査を実施して、衛生管理に万全を期してまいります。

#### ⑥リスクマネジメント、コンプライアンス

当社グループでは、株主をはじめ、お客様、取引先、社員等、当社グループを取り巻く各ステークホルダーや、社会から信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンス体制の向上が重要な課題であると考えております。

当社グループは、リスクマネジメントならびにコンプライアンスについて、委員会などで定期的に制度面や業務の見直しを行い、グループ全体への周知徹底を図っております。具体的には、スタッフのコンプライアンスに関する意識の向上に向けた活動、法令違反行為などの発生防止を目的とした社内体制の整備やその他コンプライアンス活動全般を企画、実施、運営することを目的にコンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、内部監査室による内部監査において、コンプライアンス上の重要な問題が発見された場合には、その内容を取締役会および代表取締役社長に報告する体制を構築しております。また、スタッフがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部門もしくは内部通報窓口に報告する体制とし、重大性に応じて再発防止策を決定し、周知徹底する体制を構築しております。

#### ⑦財務基盤の強化

当社グループは、売上の季節変動に伴う運転資金の増減や新店出店に伴う設備投資などの資金需要が発生するため、安定的な資金確保が重要な課題であると考えております。これらに対応するため、内部留保の拡充を図るとともに、借入も含めた資金調達を実行できるよう金融機関との良好な取引関係を構築することが重要であると考えております。

以上、当社グループを取り巻く経営環境は、今後も同業他社との競合激化が加速するものと思われま。また、今後は新たな目線での適切な対応・事業運営が求められており、長期的視野での競争優位の創出にむけて、更なる強固な事業基盤の構築を進めてまいります。今後も引き続き、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう経営目標達成に注力し、収益の確保、ひいては企業価値の向上に努めてまいりますので株主の皆さまにおかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）**

| 事業区分       | 主  な  事  業  内  容                         |
|------------|------------------------------------------|
| ブライダル事業    | 挙式・披露宴の企画立案、運営および婚礼衣裳のレンタル、販売ならびに婚礼飲食の提供 |
| レストラン特化型事業 | 宴会・一般飲食等（ランチ・ディナー）の提供                    |

## (6) 企業集団の主要な拠点（2025年12月31日現在）

### ① 当社

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社  | 東京都中央区                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 営業拠点 | 青森県青森市、仙台市青葉区、福島県福島市、福島県郡山市、栃木県宇都宮市、群馬県高崎市、さいたま市大宮区、千葉市中央区、東京都中央区、横浜市中区、神奈川県鎌倉市、神奈川県厚木市、新潟市中央区、富山県富山市、石川県金沢市、石川県かほく市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県駿河区、浜松市中央区、名古屋市中区、名古屋市天白区、滋賀県近江八幡市、和歌山県和歌山市、京都市左京区、京都市下京区、大阪市北区、神戸市垂水区、神戸市中央区、兵庫県姫路市、兵庫県芦屋市、岡山市北区、広島市中区、広島市東区、広島市西区、香川県高松市、愛媛県松山市、福岡市中央区、熊本市南区、大分県大分市、宮崎県宮崎市、沖縄県島尻郡 |

### ② 子会社

#### 国内

|                  |         |
|------------------|---------|
| 株式会社タイムレス        | 東京都中央区  |
| 株式会社MARRY MARBLE | 神戸市中央区  |
| 株式会社花乃店千樹園       | 名古屋市昭和区 |
| 株式会社ブロスダイニング     | 東京都中央区  |
| 株式会社アンドユー        | 東京都中央区  |
| 株式会社D O          | 東京都中央区  |
| 株式会社L U R R A    | 東京都中央区  |

#### 国外

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| ISLAND LABEL HAWAII, INC. | 米国 ハワイ州    |
| K A I L A T O U R S L L C | 米国 ハワイ州    |
| NOVARESE VIETNAM CO., LTD | 越南国 ホーチミン市 |

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の子会社10社（孫会社を含む）であり、持分法適用関連会社は2社であります。

2. NOVARESE VIETNAM CO., LTDは2025年8月6日に設立しております。

## (7) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

| 事業区分       | 従業員数          | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|---------------|-------------|
| ブライダル事業    | 928 (275) 名   | 38名減 (19名増) |
| レストラン特化型事業 | 82 (32) 名     | 12名増 (9名増)  |
| 全社 (共通)    | 89 (9) 名      | 5名減 (1名減)   |
| 合計         | 1,099 (316) 名 | 31名減 (27名増) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員数

| 従業員数        | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 780 (217) 名 | 36名減 (22名増) | 33.7歳 | 6.7年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

| 借 入 先                   | 借入金残高 (千円) |
|-------------------------|------------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 2,611,000  |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行       | 1,890,910  |
| 農 林 中 央 金 庫             | 1,227,272  |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 1,138,568  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 818,180    |
| 株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行     | 708,000    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | 641,800    |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 604,638    |
| 株 式 会 社 東 邦 銀 行         | 426,000    |
| J A 三 井 リ ー ス 株 式 会 社   | 409,090    |

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、当社を存続会社、株式会社エスクリを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で本合併にかかる合併契約を締結しました。

なお、本合併に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「追加情報」及び計算書類の個別注記表の「追加情報」に記載のとおりであります。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,073,094株 (自己株式558株を含む)
- (注) 当社は、取締役 (社外取締役、非常勤取締役を除く。) 4名、取締役を兼務しない執行役員1名  
および使用人57名ならびに当社子会社の取締役6名および使用人20名に対して、2025年4月  
25日付で普通株式73,094株を発行いたしました。
- ③ 株主数 39,047名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                         | 持 株 数<br>( 株 ) | 持 株 比 率<br>( % ) |
|-----------------------------------------------|----------------|------------------|
| 株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー                         | 14,948,399     | 59.62            |
| 株 式 会 社 I B J                                 | 765,300        | 3.05             |
| ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社                           | 333,300        | 1.32             |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )           | 176,300        | 0.70             |
| 株 式 会 社 電 器 堂                                 | 166,600        | 0.66             |
| 株 式 会 社 西 原 商 会                               | 166,600        | 0.66             |
| 西 浦 益 美                                       | 155,300        | 0.61             |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>JPRD AC ISG (FE-AC) | 148,043        | 0.59             |
| ノ バ レ ー ゼ 社 員 持 株 会                           | 140,438        | 0.56             |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                      | 120,100        | 0.47             |

(注) 持株比率は自己株式 (558株) を控除して計算しております。

### ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 区 分                       | 株 式 数<br>( 株 ) | 交 付 対 象 者 数<br>( 名 ) |
|---------------------------|----------------|----------------------|
| 取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く ) | 16,165         | 4                    |
| 社 外 取 締 役                 | —              | —                    |
| 監 査 役                     | —              | —                    |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告71ページ「4. (3) 取締役および監査役の報酬等の  
総額」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権に関する事項 (2025年12月31日現在)

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年6月28日付株主総会決議に基づき発行された新株予約権

##### ①新株予約権の払込金額

1個につき810円

##### ②新株予約権の行使価額

1株につき250円

##### ③新株予約権の行使条件

- ・各本新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
- ・本新株予約権の行使時において、本新株予約権者が、幹部役職員の地位を有している場合に限り行使することができる。ただし、当社の株主総会（ただし、当社が取締役会設置会社となった場合は、取締役会）において特例として承認された場合には、退任後の行使を妨げない。
- ・本要項に定める無償取得事由が発生していない場合に限り行使することができる。
- ・本新株予約権は、以下の方法により算定された当社普通株式の1株あたりの価額（複数の価格がある場合には、最も新しい価額）が625円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を上回っている場合に限り、行使することができる。ただし、割当日から行使期間の最終日までの間において、以下のいずれかの方法により算定された当社普通株式の1株あたりの価額が250円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を一度でも下回った場合、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。
  - a.当社が普通株式を新たに発行または自己株式である普通株式を処分した場合（ただし、当該募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合を除く。）：当該募集株式の1株あたり払込金額
  - b.当社の普通株式が譲渡された場合：当該譲渡における1株あたり譲渡価額

c.当社が、株式価値の算定機関から、当社の普通株式の株式価値算定書を取得した場合：当該株式価値算定書に示された当社の普通株式の1株あたり株式価値（1株あたり株式価値がレンジで示された場合はその中央値とする。）

d.当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合：直前の日における、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値

④新株予約権の行使期間

2017年7月7日から2027年7月6日まで

⑤当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数  | 保有者数 |
|---------------|---------|------------|------------|------|
| 取締役(社外取締役を除く) | 6,400個  | 普通株式       | 1,280,000株 | 3名   |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（2025年12月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名               | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                              |
|-----------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 荻野 洋基             |                                                                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 増山 晃年             | 執行役員経営戦略本部長<br>株式会社タイムレス 取締役<br>株式会社MARRY MARBLE 取締役<br>株式会社花乃店千樹園 取締役<br>株式会社ブロスダイニング 取締役<br>株式会社アンドユー 取締役<br>株式会社Do 取締役<br>株式会社LURRA 取締役<br>ISLAND LABEL HAWAII,INC. 取締役 |
| 取 締 役     | 小林 雄也             | 執行役員営業本部長<br>株式会社LURRA 代表取締役社長                                                                                                                                             |
| 取 締 役     | 笹岡 知寿子<br>(現姓：内藤) | 執行役員営業本部副本部長<br>株式会社アンドユー 取締役                                                                                                                                              |
| 取 締 役     | 横岩 利恵<br>(現姓：深見)  | 株式会社ティーケーピー 執行役員ホテル宴会<br>場事業・宿泊事業・料飲事業担当<br>TKP New York,Inc. President                                                                                                    |
| 取 締 役     | 高 木 寛             | 株式会社ティーケーピー 執行役員内部統制担当<br>リリカラ株式会社 取締役<br>株式会社TKPSPV-11号 取締役<br>株式会社TKPSPV-12号 代表取締役<br>株式会社常盤軒フーズ 代表取締役<br>株式会社イチガヤ 代表取締役                                                 |
| 取 締 役     | 橋本 眞史             | LoveMeDo株式会社 代表取締役CEO                                                                                                                                                      |
| 取 締 役     | 等 健 次             |                                                                                                                                                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 吉 川 滋             | 株式会社タイムレス 監査役<br>株式会社MARRY MARBLE 監査役<br>株式会社花乃店千樹園 監査役<br>株式会社ブロスダイニング 監査役                                                                                                |
| 監 査 役     | 平地 辰二             | クレイス・アドバイザー合同会社 代表社員<br>養和監査法人 代表社員                                                                                                                                        |
| 監 査 役     | 辻角 智之             | ひなた総合法律事務所 代表弁護士                                                                                                                                                           |

- (注) 1. 取締役橋本眞史氏および取締役等健次氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役吉川滋氏、監査役平地辰二氏および監査役辻角智之氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役橋本眞史氏および取締役等健次氏ならびに常勤監査役吉川滋氏、監査役平地辰二氏および監査役辻角智之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役平地辰二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役辻角智之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2025年12月31日時点)

| 氏名    | 職名                  |
|-------|---------------------|
| 鈴木 一生 | 執行役員営業本部副本部長兼統括総料理長 |

## (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区分               | 対象となる<br>役員の員数 | 報酬等の総計                 | 報酬等の種類別の総額             |                 |                     |
|------------------|----------------|------------------------|------------------------|-----------------|---------------------|
|                  |                |                        | 基本報酬                   | 業績連動報酬等<br>(賞与) | 非金銭報酬等<br>(譲渡制限付株式) |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2名)     | 74,873千円<br>(5,490千円)  | 64,982千円<br>(5,490千円)  | 8,196千円<br>(-)  | 1,694千円<br>(-)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名)     | 14,640千円<br>(14,640千円) | 14,640千円<br>(14,640千円) | -<br>(-)        | -<br>(-)            |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 9名<br>(5名)     | 89,513千円<br>(20,130千円) | 79,622千円<br>(20,130千円) | 8,196千円<br>(-)  | 1,694千円<br>(-)      |

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は34,548千円であります。
2. 取締役の支給人員には、無報酬の取締役2名(うち社外取締役0名)を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月29日付臨時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。また、2025年3月27日開催の第9期定時株主総会において、取締役(社外取締役、非常勤取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額20,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年67,000株以内であり、譲渡制限期間は割当てを受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間としております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役は4名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年6月29日付臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 取締役(社外取締役を除く)の報酬の構成は、基本報酬および変動報酬としての業績連動型金銭報酬、事前交付型株式報酬ならびにストック・オプションから構成されており、社外取締役・社外監査役の報酬の構成は、基本報酬のみであります。
6. 業績連動報酬等の額の算定につきましては、連結営業利益を使用し、目標値に対する達成度合

いに応じて変動する仕組みとしております。また、当該指標を選定した理由は、当社が開示した業績への達成度との連動性を重視しているためであります。当事業年度における業績達成賞与に係る指標の目標と実績は、次のとおりであります。

連結営業利益 1,878百万円 (目標) 2,247百万円 (実績)

7. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付き株式報酬に係る当事業年度中の費用計上額であります。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額はいずれも法令が定める最低責任限度額であります。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役または監査役に選任された場合、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

#### (6) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、常勤・非常勤の別を含めた各取締役または監査役の職務、職責に応じて、各々相当と判断される水準としております。

#### (7) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、2025年3月27日開催の取締役会において、代表取締役社長である荻野洋基に、当事業年度におけるものも含めて、取締役の個人別の報酬額についての決定権限を委任することを決議しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

#### (8) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役橋本眞史氏は、LoveMeDo株式会社の代表取締役CEOを兼任しております

が、兼任先と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。

- ・ 社外監査役吉川滋氏は、株式会社タイムレスの監査役、株式会社MARRY MARBLEの監査役、株式会社花乃店千樹園の監査役および株式会社ブロスダイニングの監査役を兼任しておりますが、各兼任先は当社の出資比率100%の連結子会社であります。
- ・ 社外監査役平地辰二氏は、クレイス・アドバイザリー合同会社の代表社員および養和監査法人の代表社員を兼任しておりますが、各兼任先と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。
- ・ 社外監査役辻角智之氏は、ひなた総合法律事務所の代表弁護士を兼任しておりますが、兼任先と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

取締役橋本眞史氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、保険業界における長年の経験および企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

取締役等健次氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、金融機関での要職を歴任してきたことによる豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

監査役吉川滋氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、保険業界における長年の経験および企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

監査役平地辰二氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

監査役辻角智之氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

また、監査役吉川滋氏、監査役平地辰二氏および監査役辻角智之氏は、当事業年度に開催された監査役会17回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 報酬等の額    |
|--------------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬                 | 66,760千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 73,060千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、その妥当性を検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が12,800千円あります。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対しリファード・ジョブ業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、経営理念、行動指針、企業行動憲章、コンプライアンス行動規程およびコンプライアンスに関する社内規程に基づき、自ら率先して法令・定款を遵守いたします。

取締役会は、取締役から定期的に業務執行状況の報告を受けることにより、職務執行の監督

を行っております。監査役は、取締役会への出席や業務執行状況の確認を行うことなどを通じて、取締役の職務執行の監視を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いについては、社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報の保存および管理を行っております。これにより取締役および監査役が、常時これらの文書などを閲覧できる体制を整えております。

また、これらの事務の運用状況の検証、見直しを必要に応じて実施いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

適切なリスク管理を行うため、リスク管理に関する社内規程を整備し、当社全体のリスクを総合的に管理し、重要なリスクについて対応方針を協議、決定する機関としてリスク管理委員会を設置しております。

また、内部監査担当部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を取締役会および代表取締役社長に報告いたします。

リスクが顕在化し、重大な影響を及ぼすと予想される場合、代表取締役社長を対策本部長とする対策本部を設置し、対応責任者として担当役員を定め、迅速かつ適切な情報伝達と対応を実施することで、損害を最小限に抑えるとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催するほか、経営方針や人事・財務戦略について慎重かつ十分な審議を行うため、取締役、執行役員および監査役などにより構成される経営会議を定期的で開催しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、社内教育を通して企業倫理の遵守と誠実な企業運営の浸透を図っております。

また、使用人のコンプライアンスに関する意識の向上に向けた活動、法令違反行為などの発生防止を目的とした社内体制の整備やその他コンプライアンス活動全般を企画、実施、運営することを目的にコンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、内部監査担当部門による内部監査において、コンプライアンス上の重要な問題が発見された場合には、その内容を取締役会および代表取締役社長に報告しております。

加えて、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部門もしくは内部通報窓口へ報告する体制とし、重大性に応じて再発防止策を決定し、周知徹底いたします。仮に使用人の法令違反行為などが発覚した場合には、社内規程に従い、厳正な処分を行います。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営理念、行動指針、企業行動憲章およびコンプライアンス行動規準を、当社グループ全体に共通した行動規範と位置づけ、子会社に対して、当社への事前承認または報告を求める事項などについて関係会社管理規程に定め、その遵守を求めるとともに、当社内の子会社を管理する部門による支援体制を敷くことで、当社グループ全体の業務の適正および効率性を確保いたします。

また、当社の取締役、監査役または使用人を子会社の取締役または監査役として配置し、子会社の取締役の業務執行の監視・監督または監査、およびリスク管理体制の整備・運用に関する助言・指導を行います。当社内部監査担当部門は子会社への内部監査を定期的実施し、その結果を取締役会、代表取締役社長および子会社管理担当部門に報告し、子会社管理担当部門は必要に応じて内部統制に係る改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

加えて、子会社においても、その取締役および使用人が内部通報窓口へ報告できる体制を築いております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社は必要に応じて監査役の職務の補助をなす使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会の意見を十分考慮して検討いたします。

当該使用人は、その職務の遂行に関して取締役の指揮命令は受けないものといたします。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価など人事については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとしております。

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令のもとに業務を遂行し、その業務に専念するものといたします。

- ⑨ 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行います。

内部監査担当部門は、内部監査結果について随時監査役に報告いたします。

当社の内部通報制度の担当部門は、当社グループの取締役および使用人からの内部通報の状況について、随時監査役に対して報告いたします。

また、コンプライアンス規程において、当該通報をしたことを理由とした不利益取扱いの禁止を明記し、当社グループの取締役および使用人に周知徹底しております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役が取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じて取締役および使用人の説明を求めるなどの職務を円滑に行える体制を整えております。また、代表取締役社長および監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することとしております。

社外監査役として企業経営に精通した有識者や法律・会計の有資格者を招聘し、取締役などの業務を執行する者からの独立性を保持いたします。

監査役が、その職務の執行について生ずる費用などを当社に対し請求したときは、当該請求にかかる費用などが当該監査役の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、当該費用を負担いたします。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における当該体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスおよびリスク管理に関する取り組みの状況

当事業年度においては、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を4回開催し、コンプライアンスに関する重要事項などに関し、担当部署から報告を受けました。

また、全役職員へコンプライアンスに関するテキストを配布し、理解度を図るテストを実施するとともに、入社時研修および階層別研修にてコンプライアンスに関する教育を実施するなどして、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

当社は、当社グループにおいて、コンプライアンス規程に基づき、内部通報窓口を設置しており、担当部門によって適切に運用を行っております。なお、社内相談窓口だけでなく社外相談窓口（法律事務所）を設置しており、コンプライアンス体制の更なる強化を図っております。

リスク管理につきましては、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を4回開催し、リスク管理に関する重要事項などに関し、担当部署から報告を受けました。

なお、内部監査につきましては、当期内部監査計画に基づき実施するとともに、内部監査結果について取締役会にて報告を受けました。

② 職務執行の適正および効率性の確保に関する取り組みの状況

当事業年度において、取締役会は17回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組みの状況

当社子会社につきましては、当社の経営戦略本部が各子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、関係会社管理規程に従い、各子会社から当社に対し、適宜、事前の承認申請または報告を行っております。

また、内部監査部門は、各子会社に対する内部監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

④ 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当事業年度において、各監査役は監査に関する重要な事項について、適宜報告・協議・決定を行っております。

また、常勤監査役はコンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要会議に出席するなどして、監査の実効性の向上を図っております。

(注)この事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

以上

# 連結財政状態計算書

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| ( 資 産 )          |                   | ( 負 債 )                |                   |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>4,433,735</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>11,397,562</b> |
| 現金及び現金同等物        | 3,417,902         | 営業債務及びその他の債務           | 1,943,726         |
| 営業債権及びその他の債権     | 561,481           | 契約負債                   | 1,351,051         |
| 棚卸資産             | 298,535           | 借入金                    | 4,459,561         |
| その他の金融資産         | 17,815            | その他の金融負債               | 1,054,081         |
| その他の流動資産         | 138,000           | 未払法人所得税等               | 871,899           |
|                  |                   | 引当金                    | 91,374            |
|                  |                   | その他の流動負債               | 1,625,868         |
| <b>非 流 動 資 産</b> | <b>32,389,671</b> | <b>非 流 動 負 債</b>       | <b>15,316,793</b> |
| 有形固定資産           | 17,525,028        | 借入金                    | 7,911,914         |
| のれん              | 11,203,452        | その他の金融負債               | 5,926,318         |
| 無形資産             | 127,232           | 引当金                    | 1,356,161         |
| 持分法で会計処理されている投資  | 57,774            | その他の非流動負債              | 122,398           |
| その他の金融資産         | 1,131,894         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>26,714,356</b> |
| 繰延税金資産           | 2,314,389         | ( 資 本 )                |                   |
| その他の非流動資産        | 24,958            | 親会社の所有者に帰属する持分         | 10,109,050        |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>36,823,406</b> | 資本金                    | 30,000            |
|                  |                   | 資本剰余金                  | 1,471,259         |
|                  |                   | 利益剰余金                  | 8,541,971         |
|                  |                   | その他の資本の構成要素            | 65,819            |
|                  |                   | <b>資 本 合 計</b>         | <b>10,109,050</b> |
|                  |                   | <b>負 債 及 び 資 本 合 計</b> | <b>36,823,406</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額         |
|---------------------|-------------|
| 売 上 収 益             | 22,039,886  |
| 売 上 原 価             | △9,803,626  |
| 売 上 総 利 益           | 12,236,259  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | △10,004,940 |
| そ の 他 の 収 益         | 21,820      |
| そ の 他 の 費 用         | △5,188      |
| 営 業 利 益             | 2,247,950   |
| 金 融 収 益             | 14,012      |
| 金 融 費 用             | △439,078    |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 26,639      |
| 税 引 前 利 益           | 1,849,523   |
| 法 人 所 得 税 費 用       | △592,941    |
| 当 期 利 益             | 1,256,581   |
| 当 期 利 益 の 帰 属       |             |
| 親 会 社 の 所 有 者       | 1,256,581   |
| 当 期 利 益             | 1,256,581   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結持分変動計算書

( 2025年 1月 1日から )  
( 2025年12月31日まで )

(単位：千円)

|                              | 親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 |            |           |                        |                             | 資 本 合 計    |
|------------------------------|-----------------------------|------------|-----------|------------------------|-----------------------------|------------|
|                              | 資 本 金                       | 資 本 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金 | その他の資本<br>の<br>構 成 要 素 | 親会社の所有<br>者に帰属する<br>持 分 合 計 |            |
| 2025年1月1日時点の<br>残 高          | 100,000                     | 6,150,000  | 2,529,837 | 66,901                 | 8,846,739                   | 8,846,739  |
| 当 期 利 益                      | -                           | -          | 1,256,581 | -                      | 1,256,581                   | 1,256,581  |
| そ の 他 の 包 括 利 益              | -                           | -          | -         | △8,624                 | △8,624                      | △8,624     |
| 当 期 包 括 利 益 合 計              | -                           | -          | 1,256,581 | △8,624                 | 1,247,957                   | 1,247,957  |
| 株 式 報 酬                      | -                           | -          | -         | 8,621                  | 8,621                       | 8,621      |
| 新 株 の 発 行                    | 10,218                      | △4,486     | -         | -                      | 5,731                       | 5,731      |
| 減 資                          | △80,218                     | 80,218     | -         | -                      | -                           | -          |
| その他の資本構成要素<br>から利益剰余金への<br>替 | -                           | -          | 1,079     | △1,079                 | -                           | -          |
| 資本剰余金から利益剰<br>余 金 へ の 振 替    | -                           | △4,754,472 | 4,754,472 | -                      | -                           | -          |
| 所有者との取引額合計                   | △70,000                     | △4,678,740 | 4,755,551 | 7,542                  | 14,353                      | 14,353     |
| 2025年12月31日時点の<br>残 高        | 30,000                      | 1,471,259  | 8,541,971 | 65,819                 | 10,109,050                  | 10,109,050 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目               | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>     |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,930,036</b>  | <b>流動負債</b>       | <b>9,262,881</b>  |
| 現金及び預金          | 2,146,040         | 買掛金               | 666,224           |
| 売掛金             | 237,573           | 短期借入金             | 1,982,000         |
| 商品              | 57,355            | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 2,458,588         |
| 原材料及び貯蔵品        | 83,988            | 未払金               | 995,055           |
| 前払費用            | 141,442           | 未払法人税等            | 722,231           |
| その他             | 263,636           | 未払消費税等            | 429,771           |
| <b>固定資産</b>     | <b>18,809,565</b> | 契約負債              | 1,295,759         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,987,872</b> | 賞与引当金             | 407,785           |
| 建物              | 6,820,476         | 株主優待引当金           | 87,942            |
| 構築物             | 743,178           | その他               | 217,523           |
| 車両運搬具           | 22,248            | <b>固定負債</b>       | <b>9,562,992</b>  |
| レンタル衣裳          | 300,308           | 長期借入金             | 7,715,197         |
| 工具、器具及び備品       | 401,537           | 長期未払金             | 526,469           |
| 土地              | 1,563,218         | 賞与引当金             | 5,012             |
| 建設仮勘定           | 1,136,903         | 資産除去債務            | 1,316,314         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,894,728</b>  | <b>負債合計</b>       | <b>18,825,874</b> |
| のれん             | 4,801,479         | <b>(純資産の部)</b>    |                   |
| ソフトウェア          | 42,454            | <b>株主資本</b>       | <b>2,907,463</b>  |
| その他             | 50,793            | 資本金               | 30,000            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,926,964</b>  | 資本剰余金             | 1,485,964         |
| 関係会社株式          | 399,577           | 資本準備金             | 10,218            |
| 長期貸付金           | 49,824            | その他資本剰余金          | 1,475,746         |
| 長期前払費用          | 31,179            | <b>利益剰余金</b>      | <b>1,391,498</b>  |
| 差入保証金           | 1,005,438         | その他利益剰余金          | 1,391,498         |
| 繰延税金資産          | 1,440,945         | 繰越利益剰余金           | 1,391,498         |
| <b>資産合計</b>     | <b>21,739,602</b> | <b>新株予約権</b>      | <b>6,264</b>      |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>      | <b>2,913,728</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b>    | <b>21,739,602</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2025年 1月 1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 18,721,140 |
| 売上原価         | 8,405,040  |
| 売上総利益        | 10,316,100 |
| 販売費及び一般管理費   | 9,231,097  |
| 営業利益         | 1,085,002  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 11,812     |
| 受取配当金        | 210,400    |
| その他          | 40,883     |
| 合計           | 263,095    |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 260,039    |
| その他          | 10,805     |
| 合計           | 270,844    |
| 経常利益         | 1,077,253  |
| 特別損失         |            |
| 減損損失         | 348,958    |
| 固定資産除却損      | 5,095      |
| 合計           | 354,053    |
| 税引前当期純利益     | 723,200    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 828,575    |
| 法人税等調整額      | △1,496,874 |
| 当期純利益        | 1,391,498  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |        |                |              |                                |             | 新株予約権  | 純資産合計     |
|---------------------------|---------|--------|----------------|--------------|--------------------------------|-------------|--------|-----------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金  |                |              | 利益剰余金                          | 株主資本<br>合 計 |        |           |
|                           |         | 資本準備金  | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越<br>利益剰余金 |             |        |           |
| 当 期 首 残 高                 | 100,000 | -      | 6,150,000      | 6,150,000    | △4,754,472                     | 1,495,527   | 7,344  | 1,502,872 |
| 当 期 変 動 額                 |         |        |                |              |                                |             |        |           |
| 当 期 純 利 益                 | -       | -      | -              | -            | 1,391,498                      | 1,391,498   | -      | 1,391,498 |
| 新 株 の 発 行                 | 10,218  | 10,218 | -              | 10,218       | -                              | 20,437      | -      | 20,437    |
| 減 資                       | △80,218 | -      | 80,218         | 80,218       | -                              | -           | -      | -         |
| 新 株 予 約 権<br>の 失 効        | -       | -      | -              | -            | -                              | -           | △1,079 | △1,079    |
| 資本剰余金から<br>利益剰余金への<br>振 替 | -       | -      | △4,754,472     | △4,754,472   | 4,754,472                      | -           | -      | -         |
| 当期変動額合計                   | △70,000 | 10,218 | △4,674,253     | △4,664,035   | 6,145,970                      | 1,411,935   | △1,079 | 1,410,856 |
| 当 期 末 残 高                 | 30,000  | 10,218 | 1,475,746      | 1,485,964    | 1,391,498                      | 2,907,463   | 6,264  | 2,913,728 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社ノバレーゼ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 根 本 剛 光 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 黒 須 健 太 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノバレーゼの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ノバレーゼ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社ノバレーゼ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 根 本 剛 光 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 黒 須 健 太 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノバレーゼの2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の取締役における職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、社内担当部門からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月13日

株式会社ノバレーゼ 監査役会  
常勤監査役 吉川 滋  
監査役 平地 辰二  
監査役 辻角 智之

(注) 常勤監査役 吉川滋、監査役 平地辰二及び辻角智之は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



写真はイメージです

## 保有株式数ごとに 魅力的な優待を ご用意しております

毎年12月末日時点(基準日)の株主名簿に記載または記録された株主様のうち、当社株式100株(1単元)以上を保有する株主様を対象といたします。継続保有期間3年以上の株主様とは、2023年12月末日以降の毎年6月末を基準日および12月末を基準日とする株主名簿に、同一株主番号で7回以上連続して、100株以上の保有株式数が記載された株主様といたします。

### 特選ギフトに関する大切なご案内

2024年12月期より、申込制を導入しております。詳細につきましては、本資料とともに対象の株主様へお送りしております「株主様ご優待(特選ギフト)に関するご案内」の書面をご覧ください

株主優待に関する詳細につきましては、当社IRサイト「株主還元」をご覧ください。

ノバレーゼ 株主優待

検索

**Ⓐ**

**特選ギフト**  
食品/2,000円相当  
もなかSOUP(お味噌汁)と  
フィナンシェ(焼き菓子)のセット

**Ⓑ**

当社グループ取扱商品  
株主様限定WEB型  
**カタログギフト**

**Ⓒ**

ノバレーゼ/プロスダイニング  
レストラン  
**お食事代金  
割引券**

| 保有株式数           | 継続保有期間<br>3年未満の株主様 | 継続保有期間<br>3年以上の株主様 |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| 100株 ~ 499株     | Ⓐ 1セット + Ⓒ 2枚      | Ⓐ 1セット + Ⓒ 4枚      |
| 500株 ~ 999株     | Ⓑ 3,500円相当 + Ⓒ 2枚  | Ⓑ 3,500円相当 + Ⓒ 4枚  |
| 1,000株 ~ 4,999株 | Ⓑ 5,000円相当 + Ⓒ 2枚  | Ⓑ 5,000円相当 + Ⓒ 4枚  |
| 5,000株 ~ 9,999株 | Ⓑ 10,000円相当 + Ⓒ 2枚 | Ⓑ 10,000円相当 + Ⓒ 4枚 |
| 10,000株以上       | Ⓑ 20,000円相当 + Ⓒ 2枚 | Ⓑ 20,000円相当 + Ⓒ 4枚 |

# 第10期定時株主総会会場のご案内



## 横浜モノリス

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-7  
 ヒューリックみなとみらい17F  
 平日 11:00-19:00 土・日・祝日 10:00-20:00  
 祝日を除く第2・第4火曜日と毎週水曜日定休

TEL.045-222-6656

JR根岸線・市営地下鉄「桜木町駅」より徒歩3分  
 みなとみらい線「みなとみらい駅」より徒歩7分  
 ヒューリックみなとみらいの屋外エスカレーターで2Fに上がり  
 外通路直進後 左手 オフィスエントランスよりお入りください



① ゴチラ  
 桜木町駅を出てすぐ、ヒューリック  
 みなとみらい「コレットマーレ」の屋  
 外エスカレーターで2Fに上がります



② 直進  
 2Fの外通路を直進(約100m)。  
 ホテルニューオータニインを通り  
 過ぎます



③ 左折  
 オフィスエントランスの自動ドアを  
 入りエレベータで17Fへ

- 株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意および総会終了後の懇親会の開催はございません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。